

第六次環境基本計画に向けた中間取りまとめ (案)

2023（令和5）年8月
中央環境審議会総合政策部会

1 目次

2 はじめに	3
3 第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向	3
4 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識	3
5 1 現下の危機と2030年の重要性	3
6 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識	5
7 3 経済・社会面の主に30年の振り返りと課題認識	17
8 4 第五次環境基本計画からの主な変化	20
9 5 国民が将来に希望をもてる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度 10 化に向けて	21
11 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方	24
12 1 目指すべき持続可能な社会の姿	24
13 2 今後の環境政策が果たすべき役割	26
14 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方	29
15 第3章 環境政策の原則・手法	34
16 1 環境政策における原則等	34
17 2 環境政策の実施の手法	34
18 第2部 環境政策の具体的な展開	35
19 第1章 重点戦略設定の考え方	35
20 1 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	35
21 2 パートナーシップの充実・強化（仮称）	36
22 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開	36
23 第3章 重点戦略を支える環境政策の展開	46
24 1 気候変動対策	47
25 2 循環型社会の形成	47
26 3 生物多様性の確保・自然共生	47
27 4 環境リスクの管理	47
28 5 各種施策の基盤となる施策	47
29 6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応	47
30 第3部 計画の効果的実施	47
31 第4部 環境保全施策の体系	47
32	
33	
34	

はじめに

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

1 現下の危機と 2030 年の重要性

(1) 現代文明の地球的限界と現下の環境危機

- 人類は環境危機に直面している。人類の活動は、地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存続の基盤である限りある環境、自然資本の安定性を脅かしつつある。例えば、2023年に公表された IPCC 第六次評価報告書統合報告書では、地球の平均気温は産業革命前から既に 1.1°C 上昇し、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている¹。また、追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来する CO2 排出量は 1.5°C (50%) の残余カーボンバジエット²を超えると予測されている³。
- 本来、人類はあまたの生物とそれをとりまく環境により構成される生態系の中の一生物種に過ぎない。2020 年から世界が直面している新型コロナ感染症のパンデミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を改めて明らかにした⁴。
- しかし、これまで人類は、化石燃料を始めとした地下資源を著しく多量に消費し、環境の大きな改変を伴いながら文明を築き、その個体数（人口）を指数関数的に増大させ、新たな地質年代である「アントロポセン（人新世）」⁵の提唱が象徴するように、生態系あるいは環境において特殊な存在となってきた。その結果、G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月 20 日）において「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している」と明確に述べられる事態に陥っている。

¹ 人間活動と地球温暖化との科学的因果関係が明確化された。

² 吸收源を踏まえた人為的な累積排出量に一定の上限があるとの考え方、「カーボンバジエット」（炭素予算）と呼ばれている。

³ その他の例では、世界のエコロジカル・フットプリントは 2010 年代後半には既に地球 1.7 個分に達した。また、「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」の研究では、2015 年に既に判明していた種の絶滅の速度と窒素・リンの循環に加え、最新の 2022 年の結果では新たに気候変動と土地利用変化、新規化学物質が不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされた。

⁴ 2020 年 10 月に公表された IPBES 「パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30% 以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることを指摘している。

⁵ 人類が地球の生態系や気候に多大な影響を及ぼし、地質にも影響を与えていることから、人類の影響を受けた地質年代の区分として提唱されている。

- 1
- 2 ○ 1995（平成7）年版の環境白書は、人類の文明がその文明を支える環境の収容力を突
3 破し、その結果、当時の文明が対応できない程度に環境が変化し、文明が滅んでいった
4 過去の例を教訓としつつ、現代文明の地球的限界と持続可能な社会への転換の必要
5 性を説いた。
- 6
- 7 ○ （一方、近年、その限界（プラネタリー・バウンダリー）を実感するような事象が多
8 く起きていることについて、今年の夏の状況など最新の情報を踏まえつつ、現在の被
9 害状況や将来予想される被害について記述予定。（記載要素の例は参考資料を参照。））
- 10

11 (2) 文明の転換、社会変革（Transformative Change）に向けた2030年の重要性

- 12 ○ 現代文明は持続可能ではなく転換は不可避であり、社会変革（Transformative
13 Change）が必要である。しかも、そのために残された時間は少なく、特に気候変動
14においては、1.5°C目標の達成に向け、今後、2030年頃までの10年間に行う選択や実
15 施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも言われている（「勝
16 負の10年」）。
- 17
- 18 ○ また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においては、生物多様性の損失を止
19 め反転させるための緊急の行動をとることが2030年ミッションとして定められ、
20 2030年までに達成すべき23のグローバルターゲットが盛り込まれている。「持続可
21 能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（SDGs）」
22 の17のゴールの達成度も問われる。
- 23
- 24 ○ 第3部に記述しているとおり、本計画は、2050年及びそれ以降の中長期的な環境・
25 経済・社会の目指すべき方向を踏まえ、その実現のための施策の実施についての期間
26 は概ね2030年まで（本計画策定後5年を目途で見直しのプロセスに入る。）を想定し
27 ている。2030年までの本計画に基づく施策の到達点が今後の長きにわたり、現在及
28 び将来の国民や人類の福祉に大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえつつ、利
29 用可能な最新の科学的知見に基づき、国際社会の一員として、これらの目標の達成に
30 向けて全力で取り組む必要がある。
- 31

32 (3) 環境先進国に向けた正念場

- 33 ○ 2006（平成18）年に策定された第三次環境基本計画では、「環境先進国」⁶を目指す
34 ことを盛り込んだ。我が国は、これまで、激甚な公害の克服等の経験を踏まえ、海外
35 への技術やノウハウ等の移転、高い環境性能を有する財・サービスの輸出を進めると
36 ともに、諸外国から国内への視察等を数多く受け入れてきた。
- 37

⁶ 第三次環境基本計画では「『健やかで美しく豊かな環境先進国“HERB”』が、我が国として目指すべき姿であると言
うことができます。」としていた。

- しかし、例えば、第三次環境基本計画の策定当時、世界のトップを誇った太陽光パネルやリチウムイオン電池等の生産量のシェアが大きく低下し、また、近年急速に世界で普及している電気自動車については現時点では高い販売シェアを獲得できていない⁷。官民連携により国際競争力を一層強化し付加価値創出につなげることが重要である。
- さらに、炭素生産性、資源生産性は、世界各国が改善を続ける中で我が国は低迷している。先進国では、1990年代と比較して、炭素生産性、資源生産性と労働生産性の相関が高まり、経済成長がエネルギーと資源の消費とデカッピングしつつある状況下において、特に我が国の炭素生産性については、1990年代半ばまでは世界最高水準であったが、現在は世界のトップレベルからは大きく乖離している。
- 他方、我が国の環境関連の特許出願件数は、依然として現在も世界でトップクラスであり知的財産に関する高い競争力を保有しているとみられる。世界全体の脱炭素社会への移行に伴い、こうした技術へのニーズは今後ますます高まると考えられ、我が国の技術に対する国際的な期待は高い。
- アジアで最初に近代化を成し遂げ、発展の過程で課題先進国でもあった我が国には、アジア唯一の G7 メンバー国である等、国際社会において特有の地位があり、地球規模の課題解決に当たって果たすべき役割がある。特に、今後エネルギーとモビリティ等の需要の大幅な伸びが見込まれるアジア地域において、我が国がその地理的・歴史的な繋がりを踏まえつつ、知見・技術を活用して協力を実施し、また連携を進めることで、地球全体及び地域の持続可能な発展に寄与することが期待されている。
- 第三次環境基本計画で掲げた「環境先進国」の目標に向けて、上記のような期待に応えるためにも、現在、正念場にあると言え、あらゆる主体による取組の強化が求められる。

2 環境面の主に 30 年の振り返りと課題認識

(1) 50 年前の警鐘

- 人類がこのような危機に直面していることについては、今から 50 年以上前の 1972 年に、ローマクラブによる「成長の限界」と題した研究報告書⁸や、国連人間環境会議

⁷ 現在、再生可能エネルギー等の環境関連機材を海外に多く依存しており、直近の円安傾向によってその調達が困難な状況になってきているという指摘がある。

⁸ 同報告では、再生する速度以上のペースで地球上の資源を人間が消費し続けると仮定したシナリオでは、世界経済の崩壊と急激な人口減少が 2030 年までに発生する可能性があると推定し、当時の世界各国に衝撃を与えた。

1 (ストックホルム会議) で採択された「人間環境宣言」⁹において警鐘が鳴らされて
2 いた。

- 3
- 4 ○ 当時の我が国は、既に激甚な公害を経験し、各地で甚大な被害が生じていた。上記の
5 国連人間環境会議には、胎児性水俣病患者らが参加して水俣病の被害を世界に発信し
6 た。1970年のいわゆる「公害国会」における多数の公害規制法の制定、1971年の環境
7 庁の設置など対策が急速に講じられつつあったものの、水俣病を発生させた企業に
8 長期間にわたって適切な対応をなすことができず、被害の拡大を防止できなかつたと
9 いう経験は、時代的・社会的な制約を踏まえるにしてもなお、初期対応の重要性や、科
10 学的不確実性のある問題に対して、予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含めど
11 のように対応するべきかなど、現在に通じる課題を投げかけている。

12

13 (2) 持続可能な開発の概念の確立と国際枠組みの整備

- 14 ○ 1980年代に入ると、気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の損失、砂漠化、熱帯林
15 の減少等の地球規模の環境問題が急速に大きなテーマとして認識されるようになった。
16 こうした中、我が国が設置を提案した国連「環境と開発に関する世界委員会」
17 (ブルントラント委員会) の1987年の報告書において「持続可能な開発」¹⁰の概念が
18 提唱され、1992年の環境と開発に関する国連会議(リオ・デ・ジャネイロ地球サミット)
19 の「環境と開発に関するリオ宣言」に盛り込まれたことで、持続可能性(サステナビリティ)
20 の概念が世界に浸透していった。これは、我が国においても「持続可能な開発」は1993年に制定された環境基本法(平成5年法律第91号)、また同法に基づく累次の環境基本計画で指示示してきた基本的な方向性である。
- 21
- 22
- 23 ○ 持続可能な開発を実現するためには、環境問題の背景にある経済社会システム(文化
24 やライフスタイル等を含む。)の構造的な問題を解決する必要がある。第一次環境基本計画(1994年)
25 においては、「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問はず
26 るべきである。」との根本的な問題提起が示されており、今に引き継がれている。
- 27
- 28
- 29 ○ 地球環境問題は、一国で解決できない人類共通の課題であり、各国が協力して取り組
30 むべき問題である。逆に、各国の協力なくして自国の環境は保全できず、自国の国民
31 の生命と財産は守れない。1980年代以降、気候変動枠組条約や生物多様性条約(1992
32 年)など地球環境保全に係る国際枠組みは様々な分野で急速に整備されていった¹¹。
33 さらに、1997年12月に京都で開催されたCOP3(気候変動枠組条約第3回締約国会
34

⁹ 「我々は歴史の転回点に到達した。(中略) 無知、無関心であるならば、我々は、我々の生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。」と記されている。

¹⁰ ブルントラント委員会報告書(Our Common Future)は、「持続可能な開発」を「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させること」と定義している。

¹¹ 各種条約を記述(1985年にオゾン層保護のためのウィーン条約、1987年に同条約の下でのオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書など)

議）において「京都議定書」が採択され、当時世界の温室効果ガス排出量の過半¹²を占めていた先進各国による、協調した具体的な削減行動についての重要な一步となつた¹³。また、生物多様性条約の下では、2010年のCOP 10において、2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することに合意し、その具体的な行動目標として愛知目標が設定されるとともに、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の着実な実施を確保するための手続きを定めた名古屋議定書が採択された。

- 国際枠組みの進展と呼応した国内の大きな動きとしては、1997年の地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）の制定と2018年の気候変動適応法（平成30年法律第50号）の制定、また2000年には循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）が制定され、その後の各種のリサイクル法制の整備につながるとともに¹⁴、2008年に生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が成立している。

（3）顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択

- IPCC第三次評価報告書（2001年）において、同報告書として初めて気候変動が及ぼす観測された影響について言及され、IPCC第六次評価報告書（2022年）では、人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然や人間に対して「広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害」を引き起こしていることが初めて明記された。損失と損害は、気候変動の進行に伴い更に増加すると予想されている。さらに、世界経済フォーラム（ダボス会議）が毎年公表している「グローバルリスク報告書」では、2011年以降は環境リスクが継続して上位を占める傾向にある¹⁵。
- 2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）において掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）では、地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係る数多くのゴール及びターゲットを提示し、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感を表した。
- 2015年12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下

¹² 京都議定書が採択された1997年では、先進国（付属書I国）のCO₂世界全体に占める割合は、約64%であった。

¹³ 第1約束期間は、加盟していた我が国を含む23カ国すべてが削減目標を達成した（途中で脱退したカナダを除く。）。また、IPCC第四次評価報告書政策決定者向け要約では、「気候変動枠組条約及びその京都議定書の注目すべき功績は、気候問題への世界的な対応を確立し、一連の国内政策を推進し、国際的な炭素市場を創設し、さらに将来的な緩和努力の基礎となる可能性がある新しい制度的仕組みを構築したことであり、このことについての意見の一致度は高く、多くの証拠がある。」と記述している。

¹⁴ 大規模な不法投棄などに対応するために累次の廃棄物処理制度の強化が行われ、その結果、不法投棄の新規判明件数はピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少したが、日常生活や産業活動の中で必ず発生する廃棄物の適正な処理も、こうしたリサイクル法制の整備等の取組に加えて引き続き重要である。また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を経済的な視点から捉えた循環経済の取組は、温室効果ガスの排出削減や資源確保にも貢献するため、近年では気候変動対策や経済安全保障の観点からも循環経済への移行が重要になっている。

¹⁵ コロナ禍にあってもその傾向は変わらず、「グローバルリスク報告書2023」においても環境リスクがトップ3を占めている。

方に抑えるとともに、 1.5°C に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指している¹⁶。これは、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となった。パリ協定の目標を達成するためには、吸収源を踏まえた人為的な累積排出量を一定量以下に抑えることが必要であり、我が国においても、利用可能な最良の科学に基づき、迅速な温室効果ガス排出削減を進めていくことが重要である。

- IPCC からは、2018 年に「 1.5°C 特別報告書」が公表され、 1.5°C と 2°C の地球温暖化の間には、平均気温の上昇、極端な高温の増加、強い降水現象の増加、並びに一部の地域における干ばつの確率の上昇等において有意な違いがあること、 1.5°C に抑えるためには 2050 年前後に世界全体の人為的な CO₂ 排出量が正味ゼロになることが示された。さらに、COP26 では、気候変動の影響は、 1.5°C の気温上昇の方が 2°C の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を 1.5°C に制限するための努力を継続することが合意された。
- 我が国は 2020 年に、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2030 年度において、温室効果ガス 46% 削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。
- 前後して、世界の多くの国・地域でも同様に 2050 年等の年限付きのカーボンニュートラルの実現を表明しており、その数は 2023 年 5 月時点で 158 カ国・地域にのぼる¹⁷。気候変動の緩和について一定の取組が進む一方、2023 年 3 月に公表された IPCC 第六次評価報告書統合報告書において、2021 年 10 月までに発表された「国が決定する貢献（NDCs）」によって示唆される 2030 年の世界全体の温室効果ガス排出量では、温暖化が 21 世紀の間に 1.5°C を超える可能性が高く、温暖化を 1.5°C に抑えるためには、温室効果ガスの排出量を 2019 年の水準から 2030 年までに 43% 削減する必要性が示された。 1.5°C 目標達成に向けた取組は大幅に不足しており、世界全体で、大幅で急速な、そして即時の排出削減を行い、2025 年までに世界全体の排出量のピークを迎える必要がある。G7 広島首脳コミュニケでは、「遅くとも 2050 年までに温室効果ガス排出ネット・ゼロを達成するという我々の目標は揺るがない。」、「世界の GHG 排出量を 2019 年比で 2030 年までに約 43%、2035 年までに約 60% 削減することの緊急性が高まっていることを強調する。」と盛り込んだ。
- また、温暖化を 1.5°C 程度に抑えられたとしても、極端な高温や大雨等の頻度と強度が増加すると予測されていることから、現在生じており、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、気候変動への適応や気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロ

¹⁶ 温室効果ガスの長期大幅削減に関しては、IPCC 第四次評価報告書を受けて、2008 年に北海道洞爺湖町で開催された G8 サミットの首脳宣言において、2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50% 削減の必要性について盛り込んでいる。

¹⁷ 経済産業省「GX 実現に向けた取組について（概要）」（2023 年 6 月）

ス&ダメージ)への対応も同様に、世界における喫緊の課題である。また、IPCC 第六次評価報告書では、次の 10 年間における社会の選択及び実施される行動において、気候変動に対する緩和と適応のオプションを実施する「気候にレジリエントな開発」を進めることの重要性を指摘している。

- 2019 年に公表された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム (IPBES) 「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、世界的に生物多様性と生態系サービスは今なお劣化を続けており、現在は第 6 の大量絶滅期とも言われている。また、同報告書では、このような生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因を、影響が大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と特定し（海では①と②が逆転）、自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性の損失を止め、回復させるためには、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な「社会変革 (Transformative Change)」が必要であることを指摘している。
- さらに、2020 年に公表された生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第 5 版 (GBO5)」においては、愛知目標について、そのほとんどにかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはないと評価され、生物多様性の損失を回復軌道に乗せるためには、自然保護に関する施策に加えて、気候変動、汚染物質、侵略的外来種、乱獲、持続可能な生産活動や消費などの統合的な取組が必要であることが示された。こうした中、2022 年に昆明・モントリオール生物多様性枠組が策定され、2050 年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた 2030 年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことが示された。
- 地球規模での森林開発や気候変動等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増大し、また、グローバリゼーションの進展等により、人獣共通感染症等が国境を越えて国際社会全体に拡大する事態が発生し、2020 年以降、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機に直面している。また、これらの感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがある¹⁸。こうした問題の解決に向けて、人間の健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せず、これらの達成に統合的に取り組むことを提案するワンヘルス・アプローチが提唱されている。

(4) 天然資源の採取と加工に係る課題

- 国際資源パネル (IRP) が 2019 年に発行した「世界資源アウトロック 2019」報告書において、資源採取と加工による環境影響が明確に示された。グローバルな環境影響

¹⁸ 例えば、高病原性鳥インフルエンザ等により、2022～2023 年に鹿児島県出水市において野鳥 1,500 羽以上が大量死したほか、海外では鳥類に加え、哺乳類の大量死、人への感染事例も確認された。

として、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、全世界の GHG 排出量（土地利用に関連する気候影響を除く）の約半分、生物多様性の損失と水ストレスの要因の 90%以上、粒子状物質の健康影響の約 3 分の 1 を占めていると報告されている¹⁹。

- 同報告書は、資源の採取及び加工に関する経済システムが、気候変動、生物多様性損失、汚染という主要な環境問題と密接に関係していることを示している。こうした密接な関連性を踏まえ、特に循環経済政策により複数の主要な環境問題に同時に対処できることを示唆している。
- また、同報告書は、1970 年から 2017 年の約 50 年間において、人口が倍増する中で、年間の世界的な物質採掘量は 270 億トンから 920 億トンへと約 3 倍に増加し、現在も増加し続けていることを指摘しているほか、こうしたトレンドを踏まえ、天然資源の使用・環境影響と経済活動・人間の幸福のデカップリングは、持続可能な未来への移行に欠かすことができない要素であると指摘している。
- IRP 報告書等も踏まえ、国連や G7、G20 等の国際場裡においても、近年天然資源利用・環境影響と経済成長のデカップリングや、循環経済や資源効率性が主要な環境課題に対処する重要なツールであることが議論されている。例えば、2023 年の G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケにおいては、経済成長と環境劣化や一次資源の利用とのデカップリングの重要性を強調し、科学的データと知見に導かれたバリューチェーン全体における資源効率性及び循環性の向上が、一次資源の利用を減少し、三つの地球規模の危機（気候変動、生物多様性損失、汚染）に取り組む努力をサポートすることが強調された。

(5) 国土の自然環境の変遷

- 我が国の国土に関しては、累次の全国総合開発計画の下、主に 1990 年代までの間に、地域間の均衡ある発展、豊かな環境の創造、多極分散型国土の構築を目的として、大規模開発プロジェクトや全国にわたる地域整備が進められてきた。
- 例えば、1962 年の全国総合開発計画（第一次）においては、工場開発の基本方向として「良港あるいは良港建設可能地を中心とした遠心的な立地であり、鉄鋼、石油精製などの企業が用地、用水、港湾などの自然的立地条件がすぐれた地点に新しい立地を求めていること」が記載されていた。これに基づき、海外資源に依存し、広大な用地と大型の港湾施設を必要とする鉄鋼、石油化学等の重化学工業が、大消費地に隣接し良好な港湾を有する太平洋ベルト地帯に集中して立地してきた²⁰。このように、現在に至る我が国の国土構造は、化石燃料を始めとした海外の大量の地下資

¹⁹ 個別セクターでは、例えば、食料生産が大部分の生物多様性の損失と土壤浸食の主な原因となり、GHG 排出の大きな部分を占めるほか、2000 年から 2015 年の間に、金属の採掘と生産による気候変動と健康への影響が約 2 倍になったこと等が指摘されている。

²⁰ 昭和 62 年版環境白書

- 1 源の輸入、利用を前提としてきた側面を持つ²¹。
- 2
- 3 ○ 高度経済成長期以降、全国的に急速で規模の大きい開発・改変が進展した。「生物多
- 4 変性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3)」によれば、過去 50~20 年の間で
- 5 自然性の高い森林、農地、湿原、干潟等の規模や質が著しく縮小し、人為的に改変さ
- 6 れていない植生は、現在国土の 20%に満たない。陸水域及び沿岸域では、過去にお
- 7 いては、河川の護岸整備や直線化、湖岸・海岸の人工化が進み、自然的環境が消失し
- 8 てきた²²。
- 9
- 10 ○ 生物多様性の損失は、生態系サービスの低下という形でわれわれの生活に影響を与
- 11 えている。海洋生態系は、気候変動等様々な環境の変動に対し、脆弱であるとされ
- 12 ており、海面漁業の漁獲量は大きく減少した²³ほか、近年はプラスチック汚染による
- 13 生態系への影響等が懸念されている。また、土砂災害による被害者数は、直近 20 年
- 14 では豪雨の増加や激甚化等もあって増加傾向にあるが、人口減少や高齢化の影響に
- 15 より手入れ不足の森林においては、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮さ
- 16 れないことが指摘されている。さらに、湿原面積の大幅な減少により、湿原が持つ
- 17 洪水調整機能も減少傾向にあると考えられている。
- 18
- 19 ○ また、里地里山は、我が国の生物多様性保全上重要な地域であるが、過去 50 年間の
- 20 人口減少や農林業に対する需要の変化等、社会経済の構造的な変化に伴って、従来の
- 21 里地里山の利用が縮小している²⁴。その結果、里地里山等に生息・生育する動植物が
- 22 絶滅の危機に瀕している。また、耕作放棄地や利用されない里山林等が鳥獣の生息に
- 23 とって好ましい環境となること等により、ニホンジカ、イノシシの個体数は著しく増
- 24 加し²⁵、生態系への影響や農林業被害は依然として深刻である。さらに、外来種による
- 25 地域の生態系や生物多様性、人の生活環境等への影響も増大している。これらは、
- 26 安心・安全な地域づくりへの脅威、ひいては地域コミュニティの劣化等の複層的な地
- 27 域の課題ともなっている。
- 28
- 29 ○ 近年、環境問題や人口減少、価値観の変化等を背景として、多自然居住地域の創造
- 30 や持続可能な地域の形成、美しく暮らしやすい国土の形成という視点が国土の開発
- 31 に加わってきた。これにより、高度経済成長期やバブル経済期と比べると、直近 20
- 32 年の開発・改変による生態系への圧力は低下しているものの、相対的に規模の小さ
- 33 な改変は続いている状況にある。また、再生可能エネルギー発電施設の設置に当た

²¹ 明治・大正期では、水力発電所の比較的近くに工場等が立地するケースが多く見られた。

²² 例えば、1945 年以降、干潟の面積の約 40%は消失し、陸水生態系では生物種の絶滅リスクが増大しており、環境省レッドリスト 2020 に掲載された脊椎動物の 50%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態系の種である。

²³ 海面漁業の漁獲量は、ピーク時の 50%程度、内水面漁業は 20%程度となり、特に直近 20 年で大きく減少した。

²⁴ また、2015 年の耕作放棄面積は 1975 年の約 3 倍となっている。

²⁵ 近年の捕獲対策の強化により、現在、ニホンジカとイノシシの推定個体数は減少傾向にある。

1 って、自然環境や生活環境への影響の観点で軋轢が生じている地域は少なくなく、
2 自然環境との共生が重要な課題となっている。

- 3
- 4 ○ 2023 年 7 月に閣議決定された新たな国土形成計画においては、巨大災害や気候危機
5 を背景として、生態系の防災・減災機能やグリーンインフラなどを総合的に活用して
6 安全・安心を確保していくことに加えて、国立公園を始めとする世界に誇る美しい
7 自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくりを推進するとともに、30by30 目標
8 の達成を通して、生態系ネットワークの形成や健全な生態系の保全・再生を促進して
9 いくこと等が、国土の自然環境の保全と活用を図る上で重要なテーマとなっている。
- 10

11

(6) 引き続き課題が残る環境汚染及び化学物質管理

- 12
- 13 ○ 我が国においては、かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙
14 げているものの、光化学オキシダントや新幹線鉄道騒音等の環境基準達成率の低さ、
15 湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁や健全な水循環、物質循環の維持・回復、環境基準の見
16 直し、有害大気汚染物質の環境目標値の設定等や、いわゆるストック公害とも言われる
17 土壤汚染は、残された課題と言える。また、再生可能エネルギーを始めとする非化
18 石エネルギーの導入促進等の気候変動対策と水・大気環境の保全との両立、地域ニ一
19 ズに即した環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出、プラスチックによる海洋等
20 の環境汚染、近年、関心が高まっている PFAS 等、新たな課題もある。
- 21
- 22 ○ また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、様々な媒体にまたがつ
23 て存在する窒素、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグロー
24 バルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への
25 影響が懸念されている。2022 年 12 月に採択された昆明・モントリオール生物多様性
26 枠組においても、ターゲット 7 として、「(a)より効率的な栄養素の循環・利用等によ
27 り環境中に流出する過剰な栄養素を少なくとも半減すること、(b)科学に基づき、食料
28 安全保障や生活を考慮しつつ、病害虫・雑草の総合防除などにより農薬及び有害性の
29 高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減すること、(c)プラスチック汚染
30 を防ぎ、削減し、廃絶に向けて作業すること等により、あらゆる汚染源からの汚染の
31 リスクと悪影響を 2030 年までに、累積的効果を考慮しつつ、生物多様性と生態系の
32 機能及びサービスに有害でない水準まで削減する。」との目標も掲げられたところで
33 ある。
- 34
- 35 ○ 特にプラスチックに関する汚染については、2022 年 11 月に設置された、プラスチック
36 汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会
37 （INC）等において「プラスチック汚染を終わらせる」ための議論が進んでおり、国
38 際的な取組が広がっている。また、窒素については、国際的に 2030 年までの大幅な
39 削減に向けて持続可能な窒素管理の議論が進められている一方、国内の栄養塩類管理
40 では「きれいで豊かな海」に向けて窒素やリンの供給が必要な場合も存在するとされ

1 ている。

- 2
- 3 ○ 私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質を様々な用途に使うことによって成り立つ
4 ている。化学物質には、合成により製造されるもの、天然に存在するもの、燃焼など
5 により非意図的に生成するものがある。化学物質の使用は、リスクを生み出す場合が
6 あるが、同時に脱炭素や食糧安全保障の確保など SDGs の各ゴールの達成に大きく寄
7 与するものもあり、適切なリスク管理により、環境を通じて人や生態系に悪影響を
8 及ぼす可能性をできるだけ少なくすることが基本となる²⁶。
- 9
- 10 ○ 2002 年、持続可能な開発に関する世界サミットは、ヨハネスブルグ実施計画を採択
11 し、各国政府は、「2020 年までに、人の健康と環境に対する重大な悪影響を最小化す
12 るような方法で化学物質が使用・生産されることを達成する」ことに合意した。しか
13 しながら、UNEP が 2019 年に公表したグローバル・ケミカル・アウトロック II で
14 は、2020 年までの目標達成は困難とされた。さらに、2030 年にかけて世界の化学品
15 市場は倍増すると予測されており、化学物質と廃棄物の健全な管理に向けた取り組み
16 の加速化が急務となっている。このような中、化学物質管理の分野では、2020 年を
17 目標として進められてきた「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ
18 (SAICM)」の後継となる新たな国際枠組の議論が進められている。
- 19

20 (7) 個別の環境政策等の統合・シナジーへの流れ

- 21 ○ 環境問題は特定の汚染源への対策にとどまらず、気候変動問題や生物多様性の損失
22 に代表されるように、問題解決のために経済社会システムや生活様式の見直しが必
23 要となり、個別の環境政策間の連携が必要となってきた。第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各
24 分野が統合的に達成されることを目指した。第五次環境基本計画では、循環共生型
25 の社会の実現に向け、6 つの重点戦略の下、経済・社会的課題の同時解決の視点をも
26 盛り込みつつ、施策の統合的な実施の更なる具体化を図る方針、また地域における
27 その実践の場として地域循環共生圏の概念を示した。
- 28
- 30 ○ また、SDGs は、17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、複数の課
31 題を統合的に解決することを目指すこと、一つの行動によって複数の側面に利益を生
32み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。
- 33
- 34 ○ さらに、2023 年の G7 広島首脳コミュニケ、G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会
35 合コミュニケにおいて、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危
36 機に対し、経済社会システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャー・
37 ポジティブな経済へ転換すること、また、課題の相互依存性を認識してシナジー（相乗

²⁶ 環境省では化学物質が子どもの成長や健康に与える影響を調査するため、2010 年度から約 10 万人の親子を対象に、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施している。

効果) を活用する旨が盛り込まれている²⁷。

(8) 重要な役割を果たしてきた科学的知見

- 環境基本法第 4 条において、環境保全は「科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として」行うことを求めている。
- 歴史的にその時点の利用可能な最良の科学的知見は重要な役割を果たしてきた。例えば、我が国の南極観測隊による、いわゆる「オゾンホール」の発見は、その後のオゾン層保護の国際的取組を加速させていたことが知られている。
- また、先に述べたとおり IPCC や IPBES の各種の報告は国際社会に大きな影響を与えてきた²⁸。そのうち、IPCC の人為起源の気候変動影響の評価については、第一次評価報告書（1990 年）では「地表表面の平均気温上昇を生じさせるだろう。」と述べたに過ぎなかったが、その後の報告で徐々に確信度が高まり、第六次評価報告書において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と結論付けられるに至った。また、2021 年にノーベル物理学賞を受賞した真鍋淑郎氏が 1989 年に行った、第一次評価報告書に掲載された気候モデルのシミュレーション結果は、その後実際に観測された変化の傾向と整合していた²⁹。このことは、利用可能な最良の科学的知見を活用し、予防的な取組方法の考え方に基づいて対応することの重要性を改めて示している。

（環境政策の原則論としての科学的知見に関する記述は第 1 部第 3 章で記述予定）

(9) 環境と経済との関係の変化

- 高度成長期は、公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）における、生活環境の保全に際し、経済の健全な発展との調和を求められる、いわゆる「経済調和条項」（1970 年の改正において削除）に代表されるように、国際的にも、国内的にも、経済成長と環境保全とは、それぞれ別個のものであり、相互にトレードオフの関係になるとの捉え方が一般的であった³⁰。
- 1993 年の環境基本法では、環境を「人類の存続の基盤である」と規定した上で、持続可能な発展の概念を打ち出し、「経済成長か環境保全か」「開発か環境か」というジレンマとして捉えるのではなく、持続可能で環境負荷の少ない経済発展を目指す姿勢を明らかとした。他方、「環境対策はコストである」という認識は根強く残っていた。

²⁷ 関連して、国際資源パネル（IPR）の評価では、天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の約半分（土地利用に関連する気候への影響は含まない）、生物多様性の損失と負の水ストレスの要因の 90%、粒子状物質の健康影響の約 3 分の 1 を占めると指摘されている。

²⁸ 社会科学的な知見として、英国より出された、「スターンレビュー 気候変動の経済学」（2006 年）や「生物多様性の経済学：ダスグプラレビュー」（2021 年）が国際的に注目されたものとして挙げられる。

²⁹ Ronald J. Stouffer1 and Syukuro Manabe (2017)

³⁰ (昭和 52 年版環境白書の公害防止投資に係る経済分析に関する内容を記述予定)

- 1
- 2 ○ 他方、近年、特に、SDGs やパリ協定の採択以降、いわゆる SDGs のウェディングケ
3 キモデルのように、経済社会活動が、自然資本（環境）の基盤の上に成立し、自然
4 資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識が世界的に定着してきた。
5 ESG 投資の拡大、TCFD、TNFD 等の取組の浸透など、気候変動等はリスクと機会と
6 いう認識が広がり、また、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげ
7 ていく動きが活発化している。
- 8
- 9 ○ また、基盤としての自然資本を維持、回復、充実させていくこと（環境保全）が経済
10 成長の源泉、という考え方に基づき政策が実施されてきている。欧米では、米国のイ
11 ンフレ抑制法など脱炭素分野に多額の投資を促す仕組みが導入され、我が国において
12 も、GX 関連の施策の導入・実施が加速化している。加えて、グローバルにバリュ
13 チェーンが広がる状況において、例えば、事業活動における再生可能エネルギーの活
14 用への努力などのように、環境保全の在り方が、グローバルのバリューチェーンへの
15 参加、財・サービスの差別化、国際競争上の要件となりつつある（我が国の電源構成
16 に占める再生可能エネルギーの現時点の割合は約 2 割で、G7 各国の中では米国と並
17 んで最も低い水準であり、我が国において事業活動を行うに当たっての課題の一つと
18 言える。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて大幅に引き上げていく必要が
19 ある³¹）。加えて、人権・環境デューデリデンスの重要性が増してきている。
- 20
- 21 ○ 加えて、脱炭素社会など持続可能な社会の実現に向けては、経済社会システムの構造
22 的な問題の解決が必要であり、いわゆる破壊的なイノベーションを伴う場合もある。
23 今やそのイノベーションの覇権を巡る国際競争の局面にもある³²。
- 24
- 25 ○ 地域レベルにおいては、1990 年代頃から、水俣病の甚大な被害を経験した水俣市が
26 「環境モデル都市宣言」を行うなど、環境を軸としたまちづくりが進められている。
27 そのほか、第五次環境基本計画策定以後、200 に近い自治体・団体が地域循環共生圏
28 づくりに明示的に取り組んでおり、脱炭素化を地域の経済の再生などの課題解決に結
29 びつける動きが加速化している。
- 30

31 (10) 国民意識の変遷と課題

- 32 ○ 「戦後の経済復興期とこの後の昭和 30 年代以降の高度経済成長期を通じて経済の拡
33 大が重要視され、人々が一致して願う、言わば社会的目標であった時代」³³において
34 は、工場から排出される煙などを産業活動が盛んな地域の繁栄の象徴とする市歌や校
35 歌が制定されていた³⁴。その後の激甚な公害経験等を経て、国民の環境に対するニ

³¹ ロシアのウクライナ侵略後、特に欧州の多くの国で、再生可能エネルギーの導入目標を引き上げている。

³² 我が国の自動車産業の成長は、公害規制や京都議定書への積極的な対応が大きな要因の一つであったとされる。

³³ 平成 4 年版環境白書

³⁴ 例えば、三重県四日市市歌、福岡県現北九州市の旧戸畠市歌、旧八幡市歌、東京都江東区立深川第五中学校校歌、広

ズは高度化し、快適な環境（アメニティ）の重要性が指摘されるようになった。また、新型コロナウィルス感染症に伴う行動制限は、東京を始め世界の都市で、大気汚染物質の濃度が減少し大気環境の改善に向けた余地があることなどを明らかにした。さらに、Z世代と呼ばれる若い世代は、世界的に環境意識が高く、環境保全のための行動に積極的とされる。我が国においては、若い世代の環境意識の形成に環境教育の成果も確認できる³⁵。また、地方移住への関心理由として「人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じたため」を挙げる人が全体の3分の1に上り最も多くなっている³⁶。国民のニーズへの対応、海外からの高度人材の獲得等の観点からも、環境保全上の支障の防止に止まらず、良好な環境の創出の取組が重要となる。

- しかしながら、現実には我が国の国民の環境意識は、国際的には決して高いとは言えず、現状に対する危機感が弱いことが調査結果から見て取れる³⁷。また、環境省が行った調査では、「実際に環境や社会の問題を意識した行動へつなげるためには何が必要か」という問い合わせに対して、43.1%の人が「経済的なゆとり」と回答し、他の要素を大きく引き離して最も多い³⁸。

(11) 東日本大震災・原発事故

- 東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けては、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等、被災地の復興・再生に向けた事業が続けられてきた。放射性物質汚染からの環境回復は徐々に進んでいるが、引き続き取り組むべき課題は残っている。福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組を始め、環境再生の取組を着実に進めるとともに、脱炭素・資源循環・自然共生といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を推進していく必要がある。
- また、原子力災害に起因した放射線に関する健康上の不安やいわれのない偏見・差別の解消に取り組む必要があることから、福島県内ののみならず県外においても正しい知

島県三原市立田浦小学校校歌、熊本県水俣市立第二小学校校歌が挙げられる。なお、1959年創立の四日市南高校の校歌は、作詞をした谷川俊太郎氏の要請により、創立20年の際に、公害礼賛と受け止められかねない部分が差し替わっている。

³⁵ 環境省「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」（令和3年3月）では、環境や社会の問題を意識した行動をとるようになった理由として、「学校で習ったり環境教育を受けたから」と応えた人の割合は、全年齢層で29歳以下が最も高かった。

³⁶ 内閣府「第6回新型コロナウィルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（2023年4月）

³⁷ 例えば、気候変動対策を行うことは、自身の生活を脅かすネガティブなものとして捉える国民の割合が高いことに加え、経年で見ても気候変動の影響について懸念する割合が低下している。また、2022年の世論調査によると、「生物多様性」の言葉の「意味を知っていた」人は全体の29.4%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人が43.2%であり、生物多様性国家戦略2012-2020で定めた目標値である75%以上に届かず、生物多様性に関する認識や理解は、まだ十分に進んでいない状況にある。また、2021年の社会生活基本調査によれば、ボランティア活動としての「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は3%と、2001年の8%から減少している。

³⁸ 環境省「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」（令和3年3月）。25%が「一緒に取り組む仲間」、24.9%が「精神的な安定」と統いている。また、先進国で比較した場合、国別のGDPの伸びと環境意識の変化（気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している人の割合の変化）には一定の相関が観察される。我が国は、データがある国の中では、GDPの伸びと環境意識の変化がともに最も低い。

1 識・情報の発信やリスクコミュニケーションを継続して実施していくことが求められ
2 る。

- 3
- 4 ○ また、東日本大震災以降、リスク評価と予防的な取組方法の考え方は、防災の観点だ
5 けでなく、環境政策においてもその重要性が再認識されている。今後、できる限り科
6 学的知見に基づく客観的なリスク評価を行いながら、「環境リスク」や「予防的な取
7 組方法」の考え方を活用し、政策を推進していくことが重要である。
- 8
- 9 ○ なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災
10 を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用
11 の効率化の推進とともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利
12 用が重要である。
- 13

14 **3 経済・社会面の主に 30 年の振り返りと課題認識**

16 **(1) 人口減少社会と地域の課題**

- 17 ○ 我が国の人口は 2008 年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入した。
18 直近の少子化の進行も想定より早いとされる。また、明治期以降、産業構造の変化等
19 に伴っていわゆる太平洋ベルト地域、とりわけ東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神
20 奈川県）への人口集中が進行したが、この 30 年においても、東京圏の総人口に占める
21 割合は 1990 年の 25.7% から 2022 年の 29.5% に増加し、明治の中頃に比べると 3 倍
22 近くになった³⁹。東京圏の GDP シェアは約 34%、金融機関の貸出金のシェアは約
23 53% に上るが⁴⁰、2010 年から 2018 年にかけての東京 23 区の人口一人当たりの地域内
24 総生産の伸び率は 0.6% と全国平均の 11.6% に比べて大幅に低い。
- 25
- 26 ○ 若年層を中心に人口流出が続く地方では、地域コミュニティの弱体化を招き、また、
27 地方公共団体の行政機能の発揮の支障が生じ、持続可能な国土管理など地域の様々な
28 分野に深刻な影響を与えている。また、大都市圏と比べて地方圏の住民の満足度は低
29 く、特に地方圏の中でも人口規模が小さい自治体の満足度が低い傾向にある⁴¹。
- 30
- 31 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやオンライン学習等、非接
32 觸・非対面での生活様式を可能とする ICT の利活用が一層進展した。また、東京在
33 住者の地方移住への関心理由として、「人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じ
34 たため」が最も多い。実際、コロナ禍により東京都心からの転出超過傾向が見られた
35 が、ICT を活用するライフスタイルや良好な環境を活用した自立・分散型社会の可能
36 性を示している。

³⁹ 1888（明治 21）年の国勢調査では、一都三県の総人口に占める割合は 11.3% に過ぎなかった。

⁴⁰ 上場企業の本社については、特に近畿圏から首都圏への移転が進んだ。

⁴¹ 環境省「地域循環共生圏創造の推進のための総合評価指標検討委託業務」（2022 年）

1 ○ また、特に地方において、都市構造のスプロール化等による自動車依存が高まり、
2 1990 年代から 2000 年代にかけて自動車総走行量が大幅に増加したことに加え、中心
3 市街地の衰退等の問題が発生している。依然として、市街化区域の人口が減少してい
4 るにもかかわらず、市街化区域を拡大している自治体も少なくない⁴²。また、東京 23
5 区では、1990 年代との比較で建物、道路、鉄道の用地が増加し、水域、森林等の面
6 積が減少した。東京の平均気温は、気候変動とヒートアイランドの影響が相まって、
7 1961 年から 1990 年の期間と 1991 年から 2020 年の期間との比較で、約 0.9°C 上昇し
8 た⁴³。

10 (2) 経済の長期停滞

11 ○ 1990 年代以降、我が国は、長期停滞の状態にあるとされる⁴⁴。ここ 30 年間、我が国
12 の名目 GDP は微増に留まり、世界全体に占める GDP の割合は 1994 年の 17.9% をピ
13 ークに、近年では 5% を下回るまで低下し、1960 年代後半と同水準となっている。製
14 造業の GDP⁴⁵は、1990 年代後半と比較して、米国、ドイツが 1.7 倍程度に伸びている
15 のに対して、我が国は横ばいである。一人当たり GDP の世界における順位は 2 位
16 (2000 年) から 29 位 (2022 年) に低下した⁴⁶。実質賃金、名目賃金とともに、他の先
17 進国と違ってほとんど伸びていない。また、所得再分配前のジニ係数は、2005 年の
18 0.5263 から 2021 年の 0.5700 に拡大している（税や社会保障などによる所得再分配後
19 については横ばいである。）⁴⁷。

20 ○ この間、我が国の企業部門は、売上高が伸び悩む中においても、経常利益を引上げる
21 ことに成功してきた。しかし、その内訳を見ると国内での設備投資や人件費には積極
22 的に支出してこなかった（海外における投資は活発化したが、その果実が国内に十分
23 に還元していないとの指摘もある。）。企業部門の貯蓄超過は、2000 年代以降他の主要
24 国より高い水準で推移し、民間非金融法人企業の現預金は 300 兆円を超えている
25 ⁴⁸。企業経営の合理化の中で進められたこれらの固定費削減は、企業収益の改善に大
26 きな役割を果たしてきたが、イノベーションの停滞、不安定な非正規雇用の増加や格
27 差の固定化懸念⁴⁹、中間層の減少など新たな課題に直面し、経済の好循環を弱め、国

⁴² 地方圏で、平成 27 年から令和 2 年の間に、市街化区域を拡大した都市は 114 都市、縮小した都市は 20 都市、現状を維持した都市が 70 都市あるが、市街化区域を拡大した都市のうち 49 都市は、市街化区域の人口が減少している。（国土交通省「令和 2 年都市計画現況調査」、「平成 27 年都市計画現況調査」）

⁴³ 気象庁

⁴⁴ 「失われた 30 年」という表現が使われる場合がある。例えば「経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会中間整理」（令和 4 年 6 月）

⁴⁵ 名目自国通貨によるもの。我が国 2022 年の一人当たり GDP は、最も高いルクセンブルグと比べると約 4 分の 1、米国の半分以下の水準に止まる。

⁴⁶ IMF - World Economic Outlook Databases

⁴⁷ 厚生労働省「所得再分配調査」（2023 年）

⁴⁸ 日本銀行資金循環統計

⁴⁹ 雇用面については、我が国の失業率は先進国の中でも低い傾向にあるが、雇用の流動性は低く、男女や正規労働者と

1 民生活の改善に結び付いていない可能性が指摘されている（いわゆる「合成の誤謬」
2 が生じていたとされる。）⁵⁰。

- 3
- 4 ○ また、近年先進国の経済成長に大きく関係しているとされる無形資産投資の内訳を見
5 ると、我が国は、研究開発投資等の「革新的資産」の割合が大きく、GDP 比は先進
6 国でも高い水準である一方、ブランド資産（広告宣伝費などのマーケティング関連資
7 産）や人的資本、組織構造などからなる「経済的競争能力」の割合が小さく、GDP
8 比は先進国でも最も低い水準である。その結果、「経済的競争能力」の対 GDP 比と相
9 関が高いプロダクト・イノベーション実現割合の水準も、我が国は他の先進国に比べ
10 て低い。加えて、我が国は、人口当たりの特許出願数が多い一方で、商標出願は少な
11 いという特徴があり、固有技術に強みを持っているが、新製品や新たなサービスの導
12 入による収益化に課題を有している。また、開廃業率の和も、主要先進国と比べて小
13 さく、我が国企業の新陳代謝は非常に低くなっている。
- 14
- 15 ○ 我が国の交易条件⁵¹は、輸入価格の上昇を輸出価格に価格転嫁できないなど 2000 年
16 代から大幅に悪化している。2022 年の化石燃料の輸入額は史上最高の 33.5 兆円に上
17 り、貿易収支の悪化の主要な要因となっている。また、実質実効為替レートは、
18 1990 年代と比べて約 6 割下落している。

20 **(3) 外交・安全保障等**

- 21 ○ 近年、新興国・途上国が台頭し、相対的に G7 諸国の中の地位が低下する等、パワーバラ
22 ンスの大きな変化が生じている（いわゆる「G ゼロ」）。民主主義国家と非民主主義
23 国家の分断、新型コロナウイルス感染症の世界的まん延、ロシアによるウクライナ侵
24 略等、歴史的転換期とも言える変化の中で、世界はかつてなく多様化し、最貧国など
25 脆弱な国ほど大きな影響を受けている。
- 26
- 27 ○ 日本の森林蓄積量は年々大きく増加している一方、我が国は引き続き、食料と木材の
28 約 6 割を海外から輸入する等、海外からの資源の輸入に依存している。また、半導体
29 等の先端技術に不可欠なレアメタル、食料生産に必要な肥料原料等は、ほぼ輸入に依
30 存するとともに、一部の国に偏在している。また、我が国の消費のための水利用の國
31 外依存度は 1000% を超え、世界で最も高い。食糧、水、エネルギー、金属資源等の
32 資源調達は、環境問題と深く関わるとともに外交・安全保障上の重要課題であったが、
33 新興国の台頭に伴う天然資源の国際的な調達の競争激化に加え、環境破壊に起因する

非正規労働者の賃金格差は大きい。近年、ジニ係数（所得再分配前）や相対的貧困率で見る所得格差は、先進国の中でも相対的に大きく、所得格差は生活面で様々な影響を与えており、所得が低いほど穀物摂取量が多く、野菜や肉類の摂取が低く、肥満の割合が高い。また、消費支出に占める電気代の割合が大きく、エネルギー価格の国際的な変動の影響を受けやすい。さらに、インターネット利用率が大幅に低下する（IT 格差）。逆に世帯年収が高いほど、高校卒業後の進路として 4 年生大学の割合が高い。

50 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」などを参考

51 交易条件とは、輸出価格指数を輸入価格指数で除した比率であり、輸入価格に比して輸出価格が上昇（下落）する場合には、交易条件は改善（悪化）し、自国にとって貿易を行うことが有利（不利）となる。（内閣府）

1 紛争や難民の増加、地域の不穩定化リスクも増大し、「環境」が、安全保障上の課題
2 の一つと位置づけられるようになった。

3

4 ○ 特に、2000 年代以降、気候変動が人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題で
5 あるとの「気候安全保障」の認識が浸透してきた。IPCC 第六次評価報告書統合報告
6 書は、「気候変動は、食料安全保障を低下させるとともに水の安全保障に影響を与え、
7 持続可能な開発目標を達成するための取組を妨げている」としている。また、気候変
8 動がもたらす異常気象は、自然災害の多発・激甚化、災害対応の増加、エネルギー・
9 食料問題の深刻化、国土面積の減少、北極海航路の利用の増加等、我が国の安全保障
10 に様々な形で重大な影響を及ぼす。

11

12 ○ また、IPBES 地球規模評価報告書は、遺伝的多様性を含む多様性の消失は、多くの
13 農業システムの害虫、病原体、気候変動などの脅威に対する強靭性（レジリエンス）
14 を損ない、世界の食料安全保障にとって重大な脅威になると指摘しており、安定的な
15 食料生産の観点からも、生物多様性を維持・回復させることが欠かせないとしている。

16

17 ○ さらに、ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギー安全保障、食料安全保障、
18 経済安全保障の重要性が再認識され、国際的なエネルギー・資源・食料価格の上昇、
19 供給の途絶・混乱への懸念が、世界及び地域の安定に影響を及ぼすリスクが増大して
20 いる。エネルギー、食料等の多くを海外に依存しており、特にエネルギー自給率が約
21 11%にとどまる我が国にとっても、エネルギー利用の効率化を図るとともに、持続可
22 能で安定的なエネルギーの確保、エネルギー安定供給等の対応の重要性が増している。
23 また、ドイツを始め多くの欧州諸国では、ロシアによるウクライナ侵略後、再生
24 可能エネルギーの導入目標を大幅に引き上げている。

25

26 ○ 加えて、国際的には、ビジネス・産業政策上も環境・気候変動が重要な要素になっ
27 て
28 いる。企業のグローバルなバリューチェーン全体を通じた環境負荷低減の取組が、企
29 業価値を左右し得るようになっている。また、欧米各国は、国を挙げて環境・気候変
30 動分野への支援策を加速しており、拡大する環境関連市場の国際的な競争が激しくな
31 っている。環境保全を目的とする各国の政策が、グローバルな産業・企業活動に大き
32 な影響を与える状況となっている。

33 ○ こうした国際的な状況において、国際社会を、分断と対立ではなく協調に導くことが
34 かつてなく重要となっている。安全保障や外交において環境が主流化する中、環境を
35 軸とした外交により国際協調を発展させることは、環境・気候変動に関する国際約束
36 の達成に向けた取組の加速化のみならず、世界の安定と人類の福祉に貢献し、ひいて
37 は我が国の国際社会における地位向上につながり得る。

38

39 **4 第五次環境基本計画からの主な変化**

1 (1) の記述の検討と合わせて、計画本文の策定過程において、本章の記述のうち第
2 五次環境基本計画策定後の主な変化について総括的に記述する可能性がある。)

5 国民が将来に希望持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化 に向けて

- この約 30 年間の我が国の環境、経済、社会の状況は、必ずしも大多数の国民が希望を持ち続けることができる状況とは言い切れなかった。幸福度を比較すると、我が国は先進国の中でも最も低い水準が続いているほか、1990 年代と比較して生活が苦しいと意識している層が倍増した⁵²。また、諸外国に比べ、自分の将来に明るい希望を持てていない若者が多いという調査結果がある⁵³。また、世界的に、環境危機に対する慢性的な不安や恐怖を感じる「エコ不安」が指摘されている。
- 先人たちが懸念したとおり、将来の希望に関わる問題として、人類の存続の基盤である環境の危機が現実のものとなりつつある。我が国における人口減少社会の本格化、世界人口の伸びの鈍化は、環境収容力に向かって人口が収斂し、文明の転換点を迎えていくとの歴史的な経験と整合的である⁵⁴。
- 環境危機の顕在化は、その背景にある経済社会システムの構造的な問題を解決する必要性、すなわち持続可能な社会の実現の必要性に対しての認識を広めることとなった。それに伴い、経済、外交、安全保障といった分野において、着実に環境が「主流化」してきた。また、ライフスタイルや文化も環境に配慮した形への変化が見られる。更に、環境問題を人権問題として捉える考え方も浸透してきた。例えば、2022 年 7 月の国連総会において「クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権」に関する決議が、我が国を含む 161 カ国の賛成で採択された。また、国際的に「環境正義」「気候正義」の重要性が高まってきている。
- 持続可能な社会の実現は、ブルントラント委員会の提言から数十年かけて確固たる人類共通の目的に位置付けられ、例えば環境への対応の在り方が経済競争力、イノベーションを左右するなど、あらゆる分野において取り組まなければならない状況になったと言える。同時に、AI を含む DX の急速な発展、地政学的な動きなど、我々を取り巻く状況は急速に変化してきている。
- 第二次環境基本計画から、環境・経済・社会の統合的な向上を図る旨を明記していた。様々な変化を踏まえながら持続可能な社会の実現を目指すに当たっては、今後、この概念は更に重要となるとともに、現下の危機を踏まえ、経済、社会の基盤である

⁵² 厚生労働省「令和 2 年版厚生労働白書」、「国民生活基礎調査」。近年は改善傾向にある。

⁵³ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）

⁵⁴ 平成 7 年版環境白書

1 環境を軸に据えた統合的向上へと高度化することが求められる。

2

3 ○ この点、30 年前の第一次環境基本計画の「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い合わせるべきである。」との問い合わせは、環境・経済・社会の統合的向上の高度化を実現する上での本質を突いている⁵⁵。

4

5 ○ 例えば、2000 年代頃から、我が国では、物質的な豊かさより心の豊かさを重視する

6 国民が 3 倍程度多くなっている。また、そもそも「豊かさ」について、物質的な豊かさの象徴でもあった GDP で測ることができるものは一部に過ぎない、という認識が

7 広まりつつある⁵⁶。さらに、GDPについても、特に先進国経済においては、「物量」

8 の拡大ではなく、製造業、非製造業を問わず経済的競争能力等の無形資産が牽引する

9 「質的」な向上が、現在、成長の多くの部分を担っている。また、脱炭素を始めとした環境対策が投資活動を牽引し始めている。それらの結果として、多くの先進国で、

10 環境負荷が下がりつつ経済成長が実現する「絶対的デカッピング」が観察されている。

11

12 ○ 産業革命以降、近代文明を支えてきた化石燃料等の地下資源への過度の依存から、地上資源主体の、無形の価値を重視した循環・高付加価値型の経済社会システムへの転換は、GDP だけで捉えられない部分も含めた人々の経済厚生の向上、経済の長期停滞からの脱却や安全保障などの課題の解決を含めた環境・経済・社会の統合的向上のために共通した基盤と言える。

13

14 ○ そうした観点からは「環境の主流化」は必然的な流れと言える。これは、「成長の限界」から「環境収容力を守り、環境の質を上げることによる経済社会の成長・発展」への転換である。今や環境と経済は対立、矛盾させる関係ではなく、基盤である環境とその上で成立する経済は、いわば「同期」「共進化」していくべきものとなった。

15

16 ○ 環境危機に対応するためには、1.5°C目標に整合させるなど利用可能な最良の科学に基づくことが求められる。同時に、その環境危機の解決策を起点、牽引役とし、環境・経済・社会の向上を加速化させる重要性は益々高まっている。世界において、人

⁵⁵ 関連して、2000（平成12）年の経済白書では、「より根本的な問題は、日本が100余年をかけて築き上げた規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなったという構造的本質的な問題である。」と、経済の再生のために、世界で進行し始めていた多様化、ソフト化、情報化の流れに向けて、1980年代に世界で最も適合していた規格大量生産型工業社会のための制度や慣習の変更を迫られていることが指摘されていた。

⁵⁶ 例えば、G7 財務大臣・中央銀行総裁声明（2023）において、「我々の経済・社会構造は、ダイナミックかつ根本的な変容を遂げている。デジタル化、特に気候変動といった持続可能性、不平等、ジェンダーや多様性は、GDP のような集計された単一の指標では十分に捉えられない、ウェルフェアの重要な要素のほんの一例にすぎない。我々の会議において、ジョセフ・E・スティグリッツ教授との対話を通じて、この重要な課題を再検討し、ウェルフェアの多元的な側面を強調した。」とある。また、ストックを評価できるものとして、人工資本、人的資本、自然資本の合計値を「包括的な富」として示す考え方が国連で提唱され、「生物多様性の経済学：ダスグプラ・レビュー」（英国財務省）などでその重要性が指摘されている。

1 類の存続の基盤を守るための持続可能な経済社会システムの構築を巡る競争が起き
2 いることを踏まえると、各主体が、科学が要請するスピードとスケールで対策が講じ
3 られる否かが、環境危機への対処のみならず、その競争の結果をも左右する。

- 4
- 5 ○ 以上のような現状と課題認識に基づけば、環境・経済・社会の統合的向上のために
6 も、「勝負の 2030 年」と言える。第六次環境基本計画では、環境を軸として、環
7 境・経済・社会の統合的向上の「高度化」を図り、現在及び将来の国民が、明日に希
8 望を持って高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現を目指し、今後の環境政
9 策の展開の方向性を明らかにする。

10

第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1 目指すべき持続可能な社会の姿

- 環境基本法第1条の規定⁵⁷を、現在の文脈において捉え直すと、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、Well-being、経済厚生の向上」（以下「Well-being／高い生活の質」という。）であり、また、人類の福祉への貢献でもある。前提として、現在及び将来の国民の生存に係る「健康で文化的な生活の確保」を維持することが踏まえられていることは言うまでもない。
- 第1章で述べた現下の危機の下、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わり、現代の経済社会システムの在り方が人類の存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつある状況において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営まれ、更には良好な環境が創出されるよう、経済社会システムに適切な環境配慮（環境価値の市場における適切な評価、計画など早い段階からの環境配慮の組み込み等）が織り込まれる必要がある。環境的側面から持続可能であると同時に、それが、経済・社会の側面においても健全で持続的で、全体として「Well-being／高い生活の質」につながる経済社会システムが求められる⁵⁸。持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要である⁵⁹。
- このことを踏まえ、第五次環境基本計画が示した「循環共生型の社会」を更に発展させた、第六次環境基本計画において目指すべき持続可能な社会は、以下のとおりとする。
- 持続可能な社会を構築するためには、健全な自然環境を維持回復させ、変化に対するしなやかさを保ち、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、循環と共生に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要である。
- 環境は、大気、水、土壤、生物等の間を物質（炭素や窒素等の元素レベルを含む。）が光合成・食物連鎖等を通じて循環（物質・生命の「循環」）し、地球全体又は特定の系が均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、その一部である。しか

⁵⁷ 環境基本法第1条（抄）「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」

⁵⁸ 第三次環境基本計画では「本計画で目指すべき“持続可能な社会”とは、“健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会”」としている。

⁵⁹ 第五次環境基本計画において、SDGsのゴール間の関連性について、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていることを指摘した。環境負荷の増大によって自然資本が臨界の水準を下回るようなことになれば、経済社会の持続可能性を含めた人類の存続そのものが脅かされかねない。

しながら、人間はその経済社会活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによってこの均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失の形で顕在化し、人類による環境負荷はもはや地球の環境収容力を超えつつある。

- これを解決するためには、「循環を基調とした経済社会システム」⁶⁰の実現が不可欠である。資源やエネルギーの使用に当たっては、いわゆる地上資源を主体にし、資源循環を進め、化石燃料や鉱物資源からなる地下資源への依存度を下げ、新たな投入を最小化していく。また、相乗効果やトレードオフといった分野間の関係性を踏まえ、環境負荷の総量を減らしていくことが重要である。さらに、人類の存続の基盤である環境（自然資本）の劣化を防ぎ、環境収容力の臨界的な水準から十分に余裕を持って維持するだけでなく、森・里・川・海の連関を回復するなど「循環」の質を高め、ネイチャーポジティブを始めとする自然資本の回復・充実・持続可能な利用を積極的に図る。このようにして、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全を実現していく。
- ここでいう「共生」とは、人は自然の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している、すなわち、人が生態系・環境において特殊な存在ではなく、健全な一員となっている状態である。私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として脅威となる荒々しい自然を克服・支配する発想ではなく、自然に対する畏敬の念を持ちながら、試行錯誤を重ねつつ、自然資本を消費し尽くさない形で自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。しかし、第1章で述べたとおり、現在、日本人を含めた人類全体が、生態系あるいは環境において特殊な存在となっている。「共生」を実現するためには、人類の活動が生態系を毀損しないだけでなく、人類の活動によって、むしろ生態系が豊かになるような経済社会に転換することが望ましい。近年、地球の健康と人間の健康を一体的に捉える「プラネタリ一・ヘルス」の考え方方が重要視されている。また、第五次環境基本計画で例示されたように、自然と人との共生に加えて、地域間の共生を図ることも重要である。さらに、環境基本法第1条の規定に立ち返り、国民一人一人との共生、現在及び将来の国民の共生（世代間衡平性の確保）、人類（世界）との共生も求められている。
- このように「循環」と「共生」を実現することで、DXの活用などと相まって、経済社会システムの変革を導き、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる」文明の構築を図っていく。食料・エネルギー・資源など他国の自然資本への依存度を下げることは、地球規模での気候変動、生物多様性、汚染の危機を軽減するとともに、我が国の安全保障にも資する。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であり、現在及び将来の国民が希望を持って、「Well-being／高い生活の質」を実現できるよ

⁶⁰ 第一次環境基本計画

1 う取り組んでいく。

- 2
- 3 ○ 我が国全体がこうした循環共生型の社会となり、また、国民一人ひとりの「Well-
- 4 *being*／高い生活の質」を実現していくためには、その暮らしの場であり、また我が
- 5 国の国土や社会経済を支える基盤である地域においても、各地域の目指すべき将来像、
- 6 すなわち「ありたい未来」を描き、実現していく必要がある。第五次環境基本計画で
- 7 打ち出した「地域循環共生圏」は、持続可能な社会が実現した我が国の姿や、そこに
- 8 至るための考え方を示したものであり、地域が主体性を持ち、土地利用のあり方や地
- 9 域経営についてオーナーシップを発揮しつつ、環境政策の分野間の統合に加えて環
- 10 境・経済・社会を統合的に向上させるエリア・ベースド・アプローチを実践する場で
- 11 ある。

12 2 今後の環境政策が果たすべき役割

- 13
- 14 ○ 持続可能な社会の構築のためには、健全で恵み豊かな環境を基盤として、その上で経
- 15 済社会活動が存在していることを前提に、経済の成長や社会基盤の質の向上等を主た
- 16 る目的とした取組が環境負荷の増大につながらないようにすることが必要不可欠であ
- 17 り、また、むしろ、更なる環境の改善につながるような形に社会を展開していくこと
- 18 が重要である。
- 19
- 20 ○ そのため、率先して努力した人が報われるインセンティブの付与、環境保全への需要
- 21 （マーケット）の創出、新たな雇用の創出と公正な移行、汚染者負担の原則も考慮し
- 22 汚染者に負担を課すことによる外部性の内部化、計画段階からの環境配慮の組み込み、
- 23 科学的知見を始めとする環境情報の整備と公開、行動につながるような多様な主体・
- 24 手段による実質的で探究的な環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD）を通
- 25 じた環境意識の醸成、地域における環境保全の取組を進めていくための人材育成や体
- 26 制構築、多様な主体の参加によるパートナーシップを促進するための施策等、持続可
- 27 能な社会の構築を支える仕組みづくり等に取り組む必要がある。
- 28
- 29
- 30 ○ また、第五次環境基本計画では、今後の環境政策が果たすべき役割として、「環境政
- 31 策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点のイノベー
- 32 ションの創出と経済・社会的課題の同時解決を実現することによる、将来にわたって
- 33 高い生活の質をもたらす『新たな成長』（「以下「新たな成長」という。」）を提示し
- 34 た。
- 35
- 36 ○ 第一次環境基本計画の問題提起のとおり、気候変動などの環境問題は、経済社会の構
- 37 造的問題に起因するところが大きい。また、その環境問題を生む経済社会の構造的問
- 38 題が、現在我が国が抱える経済社会的課題の一因となっていることも少なくない⁶¹。

⁶¹ 例えば、経済の長期停滞や都市機能の拡散の問題が挙げられる。

各制度の補完性にも鑑みれば、環境政策を起点として、経済・社会的な様々な課題をカップリングして解決していくことが可能である。ただし、「長期停滞」に代表されるよう、この構造的問題が長年継続してきたことを踏まえると、解決のための視点を改めて整理すること、いわば「考え方を変える」姿勢が求められる。

- そのため、「新たな成長」の実現に向け、環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として、環境基本法第1条の趣旨も踏まえ「現在及び将来の国民一人ひとりの Well-being、生活の質、経済厚生の向上」（以下「Well-being／高い生活の質」という。）を設定する。この「Well-being／高い生活の質」は、市場的価値と非市場的価値によって構成され、相乗的效果も図りながら双方を引き上げていく⁶²。
- また、「Well-being／高い生活の質」の実現のための視点として、例えば、以下の事項を挙げることができる。
 - ① 「Well-being／高い生活の質」のためには、GDPに代表されるフローだけでなく、ストックの充実が不可欠である。その際、ストックを含む将来のあるべき状態、ありたい状態を想定し、その実現のために何をすべきかを検討することが重要である。
 - ② 構造的な問題の解決のためには、「人生100年時代」と指摘される今日において、目先重視に陥って問題を先送りしたり、短期的な収益のみを追い求めたりするのではなく、我が国に多く存在する「100年企業」⁶³が実践してきたように、未来に向けた積極的な投資など長期的視点の行動が不可欠である。また、将来の自分や将来世代への配慮（世代間衡平性の確保）を始めとした、包括的、利他的な視点が、社会の持続可能性の確保には必要である。
 - ③ いわゆる「経路依存性」「イノベーションのジレンマ」のように、供給者が持つシーズ、強みに過度に拘ることなく、将来のあるべき、ありたい姿を踏まえた現在及び将来の国民の本質的なニーズへの対応が重要であり、その一つとして最新最良の科学の要請に応えることも含まれる。経済社会の構造的な問題の解決のためには、破壊的イノベーションも必要である。
 - ④ 物質的な豊かさより心の豊かさを重視する国民の割合が多くなっている。また、経済活動においても、物質的な量より質の向上、環境価値を含む無形資産を活用した高付加価値化等の視点が重要である。無形資産のうち、環境人材の育成も不可欠である。
 - ⑤ Well-beingの向上には、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の重要性が指摘されており、その基盤としてのコミュニティ⁶⁴の充実も必要である。国家、市場、コミュニティのバランスを図り、多くの国民の参加を得て、弱者を含めた包摂的な社会を実現することが重要である。

⁶² 外部性である非市場的価値を市場的価値に内部化していくことも含まれる。

⁶³ 我が国は世界に占める創業100年以上の企業の割合が世界の半数を超えるとの調査がある。

⁶⁴ 共通の生活地域の集団である地域共同体としてのコミュニティと共に規範や価値観を持つ集団としてのコミュニティがある。

- 1 ⑥ 「Well-being／高い生活の質」の観点からは、東京一極集中、大規模集中型の社
2 会経済システムから、自立分散型・水平分散型の国土構造を含めた社会経済シス
3 テムへの移行が重要である。
- 4
- 5 ○ 「新たな成長」の基盤は、上記の視点を重視しつつ、ストックとしての自然資本の維
6 持・回復・充実を図ることである。自然資本が、臨界的な水準を下回る（経済社会活
7 動が環境収容力を超えてしまう状態）ことになれば、そもそも人類の存続、生活の基
8 盤を失うおそれがある。環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止し、
9 気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を回避するとともに、自然資本を充実さ
10 せ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用して様々な点で「Well-being／高い生活
11 の質」に結び付けていく⁶⁵。
- 12
- 13 ○ また、その自然資本を維持・回復・充実させるためには、それに寄与するストックと
14 しての人工の資本、システムについて、あるべき状態・ありたい状態に向けて拡充し
15 ていくことが必要不可欠となる。その人工の資本⁶⁶は有形（設備、インフラ等）、無
16 形（人的資本等）の双方から構成される。また、システム⁶⁷は、市場の失敗の是正を
17 図りつつ、市場、非市場のものを共に最大限活用していく。人工の資本、システムの
18 充実が、直接的、または自然資本の充実を通じて「Well-being／高い生活の質」に貢
19 献する⁶⁸。
- 20
- 21 ○ そのためには、国民があるべき、ありたい状態の「自然資本、自然資本を維持・回
22 復・充実させる資本・システム」⁶⁹を想定し、かつ、様々なコーディネーションを行
23 っていくことも必要である。すなわち、国民の主觀が含まれる「Well-being／高い生
24 活の質」と「自然資本とそれを維持・回復・充実させる資本・システム」は、お互い
25 に影響を与えながら共に高みを目指していく共進化の関係にある。
- 26
- 27 ○ また、この共進化の過程において、ストックとしての「自然資本、自然資本を維持・
28 回復・充実させる資本・システム」の、あるべき、ありたい水準に向けた拡充のため
29 には、長期的視点に立った国内における、官民が協力した巨大な投資が必要である⁷⁰。

⁶⁵ 心身の健康増進、学力向上、防災、快適性、優れた景観等に効果があるとされる。

⁶⁶ 地域と共生する再生可能エネルギー設備、ZEB・ZEH、EV・充電設備、リサイクル関連設備、ゼロカーボン素材、コンパクト+ネットワークの都市構造、環境人材・環境価値など無形資産、コミュニティなどが挙げられる。

⁶⁷ 価格メカニズム、循環経済システム、金融システム、教育・科学研究、自然と共生する文化、国際枠組・協調、自立・分散、水平・分散のシステムなどが挙げられる。

⁶⁸ 例えば、ZEBやZEHは、健康増進、快適性・生産性向上等の効果があり、コンパクト+ネットワークの都市構造は、健康増進、移動の利便性の向上等の効果がある。

⁶⁹ 適切な略語を作成する可能性あり。なお、これは、いわゆる「社会的共通資本」に近い概念という指摘がある（環境省「第六次環境基本計画」に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関する検討会取りまとめ2023年4月）。

⁷⁰ 投資の裏側にはコストが発生すること、また、それをどのように負担するかについては留意が必要。ただし、マクロ経済の観点では、第一章で述べたとおり、我が国の経済の長期停滞の一因は、特に国内における投資不足であったとされていることも重要な視点である。

1 使用に伴い減耗するストックの維持・拡充には投資が欠かせない。それがフローの経
2 濟活動（所得、GDP）にも好影響を与え、また、更に資本蓄積を通じたイノベーションを創出し、市場的価値の向上を通じた「Well-being／高い生活の質」の実現にも
3 結び付いていくことが期待できる。

- 4
- 5 ○ さらに、この共進化の過程には、トランジションの視点が欠かせない。既に直面して
6 いる危機を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを始め目標としてのるべき、ありたい姿を国民が明確に共有することが必要である。加えて、その実現の道筋についても決して容易ではなく、長期的な時間軸を持った国民全体の多様な創意工夫、努力が必要であること、それらが結果的にイノベーションを生み、「Well-being／高い生活の質」につながっていくことを認識することが重要である。

3 今後の環境政策の展開の基本的考え方

（1）環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化

- 環境・経済・社会の各側面で我が国が現在直面する課題の中には、様々に異なる政策分野における動向に起因して付隨的に発生するという、ある種の複合性を有したものも少なからず存在する。現下のこうした複合的な課題を解決するに当たっては、環境・経済・社会の統合的向上が強く求められており、持続可能な社会の実現に向けて、「新たな成長」等の視点を踏まえながら、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に連関し合う横断的かつ重点的な枠組を戦略的に設定することが必要である。なお、これらの取組に当たっては、指標等により進捗を検証し、必要に応じて柔軟に施策を見直していく必要がある。
- また、G7広島サミットの首脳コミュニケでは、G7各国が、持続可能で包摂的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靭性を高めつつ、経済・社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靭で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットするとされている。こうした考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である⁷¹。
- さらに、世界中で多くの人々が、水、食料、ヘルスケア、住居、エネルギー、教育へのアクセスなど、人間にとて不可欠な社会的ニーズに関する最低限の基準（ソーシャル・バウンダリー）以下の状況で生活しているとされており、プラネタリー・バウンダリーと組み合わせた「ドーナツ内の生活」を人間の「安全な活動空間」として

⁷¹ 2021年の「生物多様性と気候変動に関するIPBES-IPCC合同ワークショップ」報告書は、気候変動と生物多様性の間に複雑な相互作用があり、生物多様性は人や生態系が気候変動に適応する助けになること、また、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが効果的な政策の鍵であることなどが述べられている。2022年のUNEP国際資源パネル「Making Climate Targets Achievable」は、気候変動、生物多様性、汚染に関する目標を達成するためには、天然資源の使用量を絶対的に削減することが不可欠であると指摘している。

定義した研究がある。この研究は、環境と分配、格差の問題を一体的に考えていくことが必要であることを示している。

- 上記を踏まえつつ、環境政策による経済・社会的課題の同時解決を目指し、SDGs の達成に貢献していく。SDGs の達成にも貢献していく。SDGs のゴール間の関連性については、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在している。トレードオフを回避することと、シナジーをもたらす統合的な解決が求められており、Win-Win の発想で「どちらも」を追求することが重要であり、SDGs の達成には、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという思考法である「バックキャスティング」の考え方方が重要とされている。SDGs の考え方を踏まえ、持続可能な事業の実施を行うなど環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとともに、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、地域における各種計画・事業の改善に資するようなものにすることが必要である。

(2) 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応

- 第一章で述べた現在進行形で高まっている環境危機に対処するため、環境行政の土台となる科学的知見について、国際的な連携を図りつつ充実していく。また、過去の教訓も踏まえ、利用可能な最新の科学的知見に基づき、取組の十全性（スピードとスケール等）を確保していく。
- 第五次環境基本計画の制定後、気候変動 COP におけるパリ協定実施ルールの策定、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の合意に加え、海洋環境を含めたプラスチック汚染に関する新たな国際枠組みの議論が始まるなど、経済社会活動の方向性を根本的に変える「ゲームチェンジャー」としての性質を有し得る国際的に合意された枠組みの形成が加速している。第一章で見たとおり、ESG 金融の影響等を受け、既に近年の企業行動は、特に国際的に見ると大きく変化している。環境政策と諸権利との関係や人権・環境デューデリジェンスに関するルール形成も進められており、これらに適切に対処しなかった場合、国内企業の信頼性や競争力にも影響を及ぼし、世界のバリューチェーンから外されるリスクがあることも指摘されている。また、欧州は、バッテリーなど域内に輸入される製品について域内の環境に関する基準等に適合させる政策を強化しており、バリューチェーン全体で環境負荷を下げ、リサイクル等の循環性を強化することが求められることから、国内の基準についてもイコールフットプリントィングの観点を考慮する必要がある。
- 特に、グローバル企業は国境を越え各市場で競争しており、バリューチェーンで環境負荷を減らしていくことが、結果として企業競争力を高めることにつながり、さらに、国内を越えて国際的な環境負荷削減へ貢献することとなる⁷²。また、既に多くの先進

⁷² G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合及び広島サミットの首脳コミュニケにおいても、バリューチェーンの資源効

1 国が脱炭素社会に向けた取組を進め、途上国の中にも脱炭素社会に向けた取組を進め
2 ている国がある中で、我が国の優れた環境技術等の強みを活かすことによって、世界
3 のバリューチェーンにおける地位を高めるチャンスも存在する⁷³。

- 4
- 5 ○ このような流れも織り込んだ持続可能な社会を示すことが求められていることから、
6 これまでの累次の環境基本計画において提示されてきた原則や理念を土台にした上で、
7 国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進める必要がある。
- 8

9

10 (3) パートナーシップの充実・強化：政府、市場、国民の共進化

11 (主体別の役割分担や具体的な施策等は、第2部において記述予定)

- 12
- 13 ○ 「参加」は、第一次環境基本計画において、環境政策の4つの長期目標のうちの一つとして位置付けられ、引き継がれている。また、2030 アジェンダも、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。環境施策を実施する上でパートナーシップはすべてに共通して求められる要素である。社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、当事者意識を持って、業種や組織を超え、自主的、積極的に環境負荷の低減を目指す観点から、パートナーシップの充実・強化が必要である。
- 14
- 15 ○ 環境施策をこれまで以上に実行力をもって実施していくためには、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（地域コミュニティ等を含む。）が、循環共生型社会を実現する方向で相互作用、すなわち共進化していく必要がある。例えば、環境意識が高い市民社会は、政府の環境施策の推進（市場の失敗の是正を含む。）を促すとともに、消費者としての国民が環境に配慮した財・サービスを選択し、それが企業のグリーンイノベーションを促進する方向に作用する。また、政府の環境価値の内部化や環境教育に係る施策、企業の環境価値に係る経済的競争能力投資（環境人材への人的資本投資や環境価値を有する財・サービスのマーケティング等）は、国民の環境意識を高めることに寄与する。
- 16
- 17 ○ そのため、国民の環境意識の向上に働きかける施策や行動、政策決定過程への国民参画が必要である。また、世代間衡平性を確保する観点から、若い世代の参加を促進するなど将来世代の「Well-being／高い生活の質」のための施策を推進する。
- 18

率性及び循環性の向上がグローバルでの気候変動、生物多様性損失、汚染の三大危機への対処を支援することが強調された。また、「循環経済及び資源効率性原則」においても、例として、バリューチェーン全体での循環経済及び資源効率性アプローチをビジネスモデルに統合し、一次資源利用及び環境負荷を削減することや、投資家との対話も念頭に、バリューチェーンにおける循環性及び資源効率性の進捗を把握し、サステナビリティレポート等において情報開示すること等が盛り込まれている。

⁷³ 例えば、日本が優位性を有する資源循環技術等を活用し、バリューチェーンの上流（採掘・製造過程等）における環境負荷を削減することは、ビジネス機会につながり、また、循環資源を活用する企業の競争力向上にも貢献することが期待される。一方、国境を越えるバリューチェーンにおいて環境負荷削減や循環性の向上を実現するには、国際的なルール形成が必要となり、国際連携が不可欠である。

○ その際、環境情報の充実、公開が基盤となる。各主体が所有している情報に対し、投資、消費活動を始めとしたニーズに応じたアクセスが可能であること、その情報に基づき現状や課題に関する認識を共有しつつ、「ありたい未来」であるビジョン、またそれに向けた取組の進展を評価し、共有することが必要となる。その上で、自主的、積極的な活動に加えて、協働型の事業の創出や、取り残されそうになっている人々を包摂する活動を通じて、全員参加型で環境負荷の低減や良好な環境の創出を推進していく必要がある。

(4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～

- 国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があることから、各地域において「地域循環共生圏」の実装を進める。「地域循環共生圏」は、上記（1）～（4）で述べた基本的考え方や、第2部第2章「3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり」の取組を中心に、その他の重点戦略に掲げる各施策も総動員し、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションを創出しつつ、その実現を図るものである。
- 地域循環共生圏は、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指すものである。その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて、地上資源が活用できる範疇で成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復していくことが前提となる。
- 地域循環共生圏を創造していく過程において、地域資源を持続的に活用するとともに、地域の経済循環を好循環な構造とする事業スキームを構築することが、地域への波及効果を高め、地域を自立させるために重要となる。
- 地域循環共生圏の実現に当たっては、持続可能な社会に移行していく中で取り残される人々や地域を生み出さないようにしながら進めていくこと、地域循環共生圏に向けて取り組む人々のネットワーク形成や、各地の取組を支えるための中間支援体制を構築すること、農山漁村・地方都市・大都市といった地域間で互いに支え合うネットワークを形成することで各地域の持続性を高めていくこと、地域経済を支える企業（中小企業を含む。）や地域金融とのパートナーシップを強化すること、デジタル技術を活用した地域の魅力向上や環境・経済・社会課題の解決を実現していくことを通じて、これまで以上に環境・経済・社会に大きなインパクトをもたらす事例の創出と、地域循環共生圏づくりに取り組む地域数の増加を進めていく必要がある。
- また、地域循環共生圏の取組は、地域の主体性を基本として、環境、経済、社会の課

題について、パートナーシップによって統合的に相乗効果（シナジー）を発揮しながら解決するローカルSDGsとも言えるものであり、ポストコロナ時代におけるDXの進展とも相まって、国際会議等を通じて、世界のSDGsに取り組む地域とも取組を共有しつつ、世界の持続可能な地域づくりに貢献していく。

- 地域循環共生圏は、自立した地域が生まれ、それらがネットワークを構築することで形成されていくことから、ボトムアップで構築されることが重要であり、最終的には我が国全体が一つの地域循環共生圏として持続可能な社会を実現することが目標となる。各地域が自立し、持続していくことで、各地の風土、文化を時代に合わせた形で継承していくことができ、再生可能エネルギー、食糧、金属・プラスチックなどのリサイクル資源といった国土に広く分散する地上資源を最大限に活用し、各地域の資源により特徴づけられた多様性のある魅力的な国づくりに貢献する。また、自立した地域を生み出し、コミュニティの力を回復させることで、国家、市場、コミュニティの均衡を図りながら、国や市場の役割を補完し、農山漁村、地方都市や大都市も含め、地域住民の「Well-being／高い生活の質」の実現や、「新たな成長」への貢献が可能となる。

1 **第3章 環境政策の原則・手法**

- 2
- 3 【第五次環境基本計画を土台に、年度後半に提示予定】
- 4
- 5 (想定している内容)
- 6 **1 環境政策における原則等**
- 7 ○ 環境効率性
- 8 ○ 科学的知見とリスク評価の考え方（環境基本法第4条、生物多様性基本法第3条に関することなど）
- 9
- 10 ○ 汚染者負担の原則、拡大生産者責任等

11

12 **2 環境政策の実施の手法**

- 13 ○ 直接規制的手法
- 14 ○ 枠組規制的手法
- 15 ○ 経済的手法
- 16 ○ 自主的取組手法
- 17 ○ 情報的手法
- 18 ○ 手続的手法
- 19 ○ 事業的手法

20

第2部 環境政策の具体的な展開

本計画においては、持続可能な循環共生型の社会の実現に向けて、2050年及びそれ以後を見据えつつ、2030年の重要な節目を念頭に、今後5年程度に実施する施策を対象とし、第五次環境基本計画の点検結果も踏まえ、第2部に掲載されている各施策を実施する。

第1章 重点戦略設定の考え方

1 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定

- 目指すべき持続可能な社会の姿を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、気候変動、循環経済、自然再興といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決に結びつけていく。そのため、個別分野における行政計画が策定されていることも踏まえながら、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な戦略を設定することが必要である。
- それぞれの戦略の実施に当たっては、循環共生型の社会、地域循環共生圏の実現を目指し、「新たな成長」の視点を踏まえ、国民一人一人の理解を得て、あらゆる主体の参加の下、実施することを目指す。
- 戦略については、以下の6つの視点に基づき設定する。
 - (1) 経済活動について、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムを構築し、環境価値への適切な評価や、自然資本とそれを維持・回復・充実させる資本への長期的な視野に基づく投資を促すなど「新たな成長」を導いていく。【「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築（仮称）】
 - (2) 経済社会活動の基盤である国土を持続可能なものにしていく。自然資本とそれを維持・回復・充実させる資本を拡充することによって国土のストックとしての価値を向上させていく。【自然資本を軸とした国土のストックとしての価値の向上（仮称）】
 - (3) コミュニティの基盤である地域について、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを通じて地域の経済・社会的課題の解決に結びつけ、環境・経済・社会の統合的向上を実践・実装していく。【環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり（仮称）】
 - (4) 人々の暮らしについて、「Well-being／高い生活の質」が実感できるよう、汚染の危機等に対処し、ライフスタイルのイノベーションを創出しつつ、安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしを実現していく。【「Well-being／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現（仮称）】
 - (5) 経済、国土、地域、暮らし、国際関係を支える環境関連の科学技術の研究・開発・実証・普及について、現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえつつ、広範なイノ

- 1 ベーションを進めていく。【「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開
2 発・実証と社会実装（仮称）】
- 3 (6) 外交・安全保障・ビジネス等の分野において環境が主流化している状況において、地
4 球の環境収容力の範囲内で持続可能な社会が実現できるよう、環境を軸として国際協
5 調を進め、国益と人類の福祉に貢献していく。【環境を軸とした国益と人類の福祉に
6 貢献する戦略的な外交・国際協調の推進（仮称）】
- 7
- 8 ○ 上記で示した6つの重点戦略は、内容として重複する部分も生じる。これらは構成上
9 厳密に切り分けるよりも、むしろ、各重点戦略が内容的に重なり合う部分があること
10 により、1つの施策を実施することにより多くの重点戦略を実施することが可能とな
11 り、相乗効果が生まれ、持続可能な社会の構築に向け加速化されることとなる。
- 12
- 13 ○ なお、各重点戦略に掲げられた施策の中には、他の重点戦略にも関連するものもある
14 が、便宜上、最も関連が深いと考えられる重点戦略に位置付けている。このため、各
15 施策の実施に当たっては、他の重点戦略との関連も十分考慮に入れる幅広い視点を持
16 って展開していくことが求められる。
- 17
- 18 ○ 以上の観点を踏まえ、第2章において各戦略について詳述するとともに、第3章にお
19 いては、重点戦略を支える施策（個別分野の施策）を詳述することとする。

20

21 **2 パートナーシップの充実・強化（仮称）**

22

23 【年度後半に提示予定】

24

25 **第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開**

26

27 **(1) 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム
28 の構築**

29 (基本的な考え方)

- 30 ○ 循環共生型社会の構築に向けて、自然の循環と調和した究極的な経済社会の物質フロ
31 ー（元素レベルを含む。）に近づけながら我が国の経済を発展させていくため、「量的
32 拡大」「集約化」「均一化」することで効率的な経済活動を可能とする成功モデルを生
33み出す前提で設計された旧来の経済システム⁷⁴から脱却する必要がある。それは、産
34 業革命以来の化石燃料を始めとした地下資源を大量に利用する文明からの転換という
35 世界共通の課題であり、新たな経済システムの実現に向け、利用可能な最新の科学に
36 基づき、取組の十全性（スピードとスケール）が求められる。また、それは国際競争
37 の側面を持つ。

⁷⁴ 平成12年版の経済白書において「規格大量生産型工業社会」との表現がある。

- 1
- 2 ○ 資源生産性や炭素生産性を始めとした環境効率の大幅な向上を図ることにより、環境
3 負荷の総量を削減して環境収容力を守り、自然資本を維持、回復、充実させていく。
4 環境負荷の低減と経済成長の絶対的なデカッピングを加速させる経済社会システム
5 のイノベーションを実現する。
- 6
- 7 ○ 具体的には、「Well-being／高い生活の質」の実現を目指し、長期的視点に基づき、
8 自然資本、また、自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資を大
9 幅に拡大し、イノベーションの源泉ともなる資本ストックを増加させる。それが、特
10 に国内における投資拡大を伴うことで「合成の誤謬」を解消するとともに、自然資本
11 を含む資本ストックの持続的な活用と合わせて、経済成長を牽引していく。脱炭素成
12 長型経済構造移行戦略に基づく施策を進めていく。⁷⁵
- 13
- 14 ○ また、環境価値を始めとする「Well-being／高い生活の質」を導く価値について、市
15 場における適切な評価についてバリューチェーン全体を通じて向上を図り、財・サー
16 ビスの高付加価値化（マークアップ率、財・サービスの単価の向上等）に結びつける。
17 消費行動については、国民の環境意識を高めつつ、価格重視から環境価値等の質を重
18 視する方向への転換を促していく。現在及び将来の国民の本質的なニーズを的確に捉
19 えつつ、現に有する又は現状に比べて改善した環境価値・性能を付加価値に転化する
20 等の観点から、無形資産投資、特に経済的競争能力投資の大幅な拡大等を図っていく。
21 また、使い捨てを基本とする大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式につ
22 ながら一方通行型の線形経済から、製品等をリペア・メンテナンスなどにより長く利
23 用するとともに、再利用、リサイクルを行い、資源を循環的に利用することで、資源・製品
24 の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量の最小化、廃棄物の発生抑制等を
25 目指す循環経済への移行を進め、これを持続的なものとし、社会経済活動の中で主流化
26 していく。こうして、環境価値を軸に、消費行動と企業行動を共進化させていく。
27
- 28
- 29 ○ 加えて、海外の脱炭素等の環境関連市場の拡大が見込まれる中、高い環境価値と国際
30 競争力を持つグリーンな製品・サービスの供給を促進するとともに、バリューチェー
31 ン全体での環境負荷を循環性強化やエネルギーの効率的利用等を通じて大幅に削減す
32 ることで更なる競争優位性を生み出し、我が国経済の牽引力とする。また、地域と共に
33 生する再生可能エネルギーの最大限の導入、エネルギーの効率的な利用、クレジット
34 認証制度の活用等による炭素吸収源対策、サプライチェーンの動脈と静脈が連携した
35 ライフサイクル全体での資源循環の実現、環境に配慮した持続可能な食料システムの
36 構築など、地上資源主体の循環を基調とする経済システムの構築によって、海外から
37 の化石燃料や鉱物資源等の輸入を削減し、国際収支を改善するとともに、エネルギー、

⁷⁵ このパラグラフは、資源生産性や炭素生産性における主に分母への対策を述べている。

⁷⁶ このパラグラフは、資源生産性や炭素生産性における主に分子への対策を述べている。

1 食料や資源を含めた経済安全保障の確保に貢献していく。

2

3 ○ こうした取組を通じて、内外の需要を獲得しつつ、経済全体を「量から質」「高付加
4 価値化」「線形から循環型」へと転換し、持続可能な生産と消費を実現すると同時に、
5 労働生産性や賃金の向上にも貢献していく。

6

7 ○ そのためには、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグ
8 リーン化を進め、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意
9 と工夫、行動変容を促していくことが不可欠である。ESG 投資など、機関投資家が
10 企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化している潮
11 流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、自然再興等の実現に資する市場への投融資な
12 ど、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図るととも
13 に、税制全体のグリーン化や「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行
14 を推進していく。また、先進的なものも含めたグリーンな製品・サービスに対する需
15 要創出としての公共調達、DX の活用等による環境関連情報の集約・開示を積極的に
16 進めていく。

17

18 ○ また、大規模な産業構造変化に対応し、労働力の公正な移行を始めとした持続可能な
19 社会への移行を実現する。環境分野におけるスタートアップの支援など新たな「質の
20 高い雇用」(ディーセント・ワーク)の創出とともに、人的資本投資等を進めていく。

22 (2) 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

(基本的な考え方)

24 ○ 人口減少、少子高齢化、生物多様性の損失、気候変動の緩和と適応、公正な移行、
25 国際的にも希少性が高まる食料・水といった資源の確保、インフラの維持管理、国
26 土のレジリエンス強化等の諸課題を踏まえ、社会資本整備、土地利用等のハード・
27 ソフト両面において、自然資本を維持、回復、充実させ、かつ、自然資本の持続的
28 な活用を図る国土管理に向けた諸施策を統合的に推進し、現在及び将来の国民の
29 「Well-being／高い生活の質」を実現することが重要である。

30

31 ○ そのためには、30by30 目標に即して保護地域や OECM を効果的に活用し、自然再生、
32 希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理により生物多様性の回復を進めるとともに、
33 水道水源にもなる森や川の良好な水環境を確保し、森・里・川・海のつながりや流域
34 の視点を意識して健全な生態系ネットワークを構築することで、国土の生物多様性の
35 損失を止め、反転させ、ネイチャーポジティブの実現を図る。また、気候変動により
36 激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を構築するなど持続
37 可能な地域づくりのために、都市部を含めて「生態系を活用した防災・減災 (Eco-
38 DRR)」やグリーンインフラの実装を推進する。さらに、土壤が有する炭素貯留、水
39 源の涵養といった環境上の多様な公益的機能に関して、市街地等も対象にしつつ、よ
40 り良い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図る。

- 1
- 2 ○ 近年のコロナ禍による社会生活の変化等も踏まえつつ、大都市への一極集中を是正し、
3 自立・分散型社会を目指す観点から重層的多極集中型の国土構造の実現を図る。特に、
4 再生可能エネルギー、自然、観光、食料生産等の地方の強みを生かし、DX を活用し
5 つつ、個性豊かな多様な地域で構成される我が国全体の活力増加に繋げることが必要
6 である。そのためにも、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を進め、また、災
7 害時も含めたエネルギー供給等を図ることで地域のレジリエンスを高める。自然公園
8 や里地里山・里海、森林など地域の自然資本を活かした地域の魅力創出を進め、地方
9 への移住を推進するとともに、二地域間居住、ワーケーション、観光など多様な形で
10 の関係人口の創出に資する施策を推進することが不可欠である。
- 11
- 12 ○ 関連して、持続可能で魅力的なまちづくりに向けて、都市のコンパクト化や持続
13 可能な地域公共交通ネットワークの形成等は、自動車走行量の減少等を通じて、
14 温室効果ガス排出量の削減（脱炭素電源、燃料の効率的な利用を含む。）に寄与す
15 るとともに、中心市街地の活性化や徒歩・自転車利用の増加による健康の維持・
16 増進、都市の維持管理コストの削減等につながることが期待される。また、災害
17 リスクの高い地域から低い地域への立地を促すことなどにより、より安全な地域
18 への居住を誘導し、災害リスクの高い地域の自然再生等も求められる。住生活の
19 基盤となる良好な住宅の蓄積を図り、建設廃棄物等の減量や住宅・建築物の脱炭
20 素化を推進するとともに、ZEV の普及のためのインフラなど、自然資本を維持、
21 回復、充実させる人工の資本やシステムの整備を積極的に進めていく。また、都
22 市における自然資本の充実を含め身近な自然環境等の良好な環境を創出するとと
23 もに、熱中症対策としてのヒートアイランドの緩和を図る。これらの施策を進め、
24 健康を含む様々な「Well-being／高い生活の質」や安全・安心な地域の魅力度の向
25 上にもつなげる。
- 26
- 27 ○ 近年、美しい自然環境や街並み、田園風景など良好な景観に関する国民の意識・関心
28 が高まっており、建築物の規制や無電柱化等、景観の保全の取組が各地で進む等、良
29 好な景観が持つ価値が評価されつつある。また、良好な景観の保全・創出は、地域へ
30 の愛着やアイデンティティ確保とともに経済的価値を向上させ、国民の「Well-being
31 ／高い生活の質」を実現することから、我が国が有する貴重な自然資本及び社会资本
32 として、都市、地方を問わず、良好な自然環境の保全を始め地域の個性となる景観の
33 保全・創出を推進する。
- 34
- 35 ○ 生態系サービスの持続可能な利用や、我が国の産業・生活を支え付加価値の高い財・
36 サービスを生み出すような循環共生型社会を統合的に実現するため、上記に掲げたも
37 のを含め、生物多様性と景観を保全しながら脱炭素に向けた再生可能エネルギーの必
38 要量の導入、国土のレジリエンスの向上、生態系機能や炭素固定機能を高める等の観
39 点から社会资本整備における森林等の自然資本の活用、公正な移行の実現等の国土の
40 価値を上げる諸施策について統合的に実施し、経済・社会的課題の同時解決が図られ

1 るよう、「自然を活用した解決策（NbS）」⁷⁷の推進やランドスケープアプローチ⁷⁸の
2 視点が重要である。

3

4 **(3) 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり**
5 **(基本的な考え方)**

6 ○ 持続可能な地域は、自立・分散型社会の土台であり、国家、市場と並ぶ重要な要素で
7 ある。持続可能な地域づくりを通じて、地域住民の「Well-being／高い生活の質」の
8 実現を図る。

9

10 ○ 地域は、地域ごとの多様な資源などのポテンシャルを有しており、環境・経済・社会
11 の統合的向上モデルの実践の場となり得ることから、長期的視点に立ち、地域ごとの
12 特色や固有性、地域住民の本質的なニーズを踏まえつつ、るべき姿やありたい姿を
13 描き、それに近づけるための取組として地域循環共生圏の構築を推進する。また、自
14 然資本をはじめとした地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、フローの地
15 域経済循環の拡大など地域の経済社会活動の向上に結びつける。

16

17 ○ 地域に豊富にある資源を持続可能に活用することで、地域外から資源を購入すること
18 による地域外への資金流出⁷⁹を防ぐとともに、事業の利益を、社会福祉、伝統文化の
19 保存、農業インフラの維持などの地域課題の解決に向けて再投資することにより、地
20 域の経済循環を好循環構造に転換し⁸⁰、地域の暮らしや文化と結び付いて地域固有の
21 風土を形成することで、魅力的な地域づくりにつなげる。

22

23 ○ また、地域固有で多様な生物や生態系、景観、豊かな水辺等の良好な環境、そこで育
24 まれた文化等、特色ある地域の自然資源を農林水産業やツーリズム等の資源として保
25 全・活用する⁸¹ことにより、地域コミュニティの維持・再生や、来訪者への感動と学
26 びの体験の提供、地域活性化、ひいては地域の持続可能性や国民の「Well-being/高い
27 生活の質」の実現にも貢献する。

28

29 ○ さらに、循環資源や再生可能資源等の地域資源を活用して、天然資源の投入量、廃棄
30 物の最終処分量を減少させることで循環経済の実現が可能となるが、地域資源の活用

⁷⁷ 健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組。自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するものである。

⁷⁸ 生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に推進する観点から、地域の多様な主体の参画を得て、地図上の空間計画において生物多様性とその他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、様々な取組と協調することにより、望ましい土地利用を実現するものである。

⁷⁹ 2018年の段階（化石燃料の輸入額（非エネルギー分を除く）が約16.8兆円）で、4割を超える自治体において、エネルギー代金の域際収支が地域内総生産の5%相当額以上の赤字となっている（環境省／（株）価値総合研究所「地域経済循環分析-地域経済循環分析自動作成ツール、地域経済波及効果分析ツール共通手引き詳細編（副読本）-令和5年3月」）。

⁸⁰ 例えば、林地残材や家畜糞尿、生ごみや下水汚泥などのうち未利用な資源に新たな価値を見出し活用することで環境・経済・社会課題の同時解決につながる可能性がある。

⁸¹ 事例として、トキやコウノトリなどの希少種をシンボルにした地域での農産物のブランド化等がある。

1 を進めることで、輸送時に発生する温室効果ガスの減少等を通じて脱炭素社会の実現
2 に貢献し、自然资源由来の製品の持続的な活用を通じて、豊かな自然環境の保全・再
3 生に貢献する。これらのことから、地域資源を最大限活用していくことが、環境政策
4 の分野間の統合を進める上でも、欠かすことのできない考え方である。

- 5
- 6 ○ また、循環資源を各資源に応じた最適な規模で循環させることは重要であり、その地
7 域内で地域資源を最大限活用することに加え、地域だけではなく全国での資源循環、
8 国内だけではなく国際的な資源循環など、より広域での資源循環を行うことにより、
9 資源を最大限活用していくことも重要である。このような資源循環においても、地域
10 が果たす役割は大きく、これらは地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るも
11 のであり、持続可能な地域づくりの実現にも繋がる。

12

 - 13 ○ そして、再生可能エネルギーや食料などの地域資源を最大限に活用していくことは、
14 國土強靭化や安全保障にも寄与することなどから、環境・経済・社会を統合的に向上
15 させることに通じる。脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策を統合的に
16 実施してシナジーを發揮するとともに、他の経済社会的な課題解決を主目的とする施
17 策とも連携を図ることにより、持続可能な地域づくりに繋げる。

18

 - 19 ○ 脱炭素先行地域の創出や重点対策の取組をはじめとした地域脱炭素施策を通じて、地
20 域課題解決と脱炭素の同時実現を目指し、こうした先行的な取組を更に深化させると
21 ともに、都道府県や地域金融機関、地域エネルギー会社と連携し、全国に展開するこ
22 とで、地方創生の更なる実現につなげる。これらの施策も通じて、生物多様性の保全、
23 資源循環との統合的な取組等についても促進することで、地域脱炭素施策と他の環境
24 政策分野との相乗効果（シナジー）を最大化していく。また、エネルギー多消費型産
25 業に地域経済を大きく依存している地域などで、経済社会の移行を進める等、利用可
26 能な最新の科学に基づき脱炭素化の取組を進めつつ、地域における人的資本投資を含
27 む労働者の公正な移行、地域経済の活性化等について計画的・包括的に実施する。

28

 - 29 ○ 「新たな成長」の実現にも貢献する地域循環共生圏の実装を加速させていくためには、
30 地域金融機関が地域特性に応じた ESG 要素を考慮して適切な知見を地域社会に提供
31 とともに、地域課題の解決そのものを経済的価値と捉える事業を発掘して事業性
32 を見極めつつ適切な融資・支援を行う取組、即ち ESG 地域金融の実践が重要である
33 ⁸²。激動の国内外の情勢変化に対して、地域が「新たな成長」を遂げながら適切にト
34 ランジションしていくことが、ひいては国民の高い生活の質に繋がる。分野横断的に
35 横串を刺し、地域社会の土台を支える金融の果たす役割は今後一層大きく、その役割

⁸² ESG 地域金融の実践により、これまで地域に眠ってきた潜在的な地域資源や解決すべき地域課題に焦点が当たり、新たなイノベーションの創出に繋がる。また、ESG 地域金融の実践に当たっては、地域金融機関が地方自治体や地域産業・企業と相互補完して多面的に連携・共創していく「地域経済エコシステム」の形成に貢献していくことにより、脱炭素社会・ネイチャーポジティブ経済・循環経済への移行を伴いながら地域社会が直面する複層的な地域課題を統合的に解決し、地域の持続的な成長に繋げていくことが期待される。

1 を最大化し地域社会の最適解に繋がるような仕組みづくりを迅速かつ着実に進めてい
2 く必要がある。

- 3
- 4 ○ 加えて、ESG 金融の拡大に呼応し、企業経営においても、気候変動を始めとする環
5 境側面に関するリスク分析、情報開示並びに目標及び計画の実施を推進し、バリュ
6 チェーン全体の安全性、持続可能性、透明性及びトレーサビリティを推進することで
7 企業価値の向上に結び付ける必要がある。具体的には、優良事例の共有やバリューチ
8 ェーン全体におけるステークホルダーの参画を促進するとともに、地方公共団体や地
9 域金融機関、商工会議所といった地域の経済団体等が連携し、地域での支援体制構築
10 を推進しつつ、特に中小・中堅企業（SMEs）が気候変動や環境の悪化へのレジリエ
11 ンスを高めることを目的として、温室効果ガスやその他の環境影響に関する測定、開
12 示及びカバナンスの構築を実現する。

13

14 **(4) 「Well-being／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな
15 暮らしの実現**

16 **(基本的な考え方)**

- 17 ○ 人々の健康と心豊かな暮らしを営むためには、その基盤である自然資本（環境）が、
18 少なくとも環境保全上の支障が防止されるよう維持されなくてはならない。しかし、
19 化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壤等の環境汚染や、花粉
20 などの環境中の多様な因子による健康影響、気候変動やヒートアイランド現象による
21 暑熱環境の悪化が引き起こす熱中症の発生、気候変動により激甚化する風水害による
22 化学物質の流出事故等、依然として様々なリスクに直面している。引き続き、環境行
23 政の不変の原点である公害の防止等、人の健康の保護と生活環境の保全の取組を推進
24 する必要がある。
- 25
- 26 ○ また、環境リスクの適切な評価・管理に加えて、予防的アプローチも求められている。
27 化学物質の使用や廃棄を含めたライフサイクル全体の環境リスクを低減するため、関
28 係法令の円滑な施行や化学物質の管理に係る情報共有の推進等を行うとともに、行政、
29 事業者、教育機関等の様々な主体が連携し、化学物質と環境リスクに関する理解力の
30 増進を図っていく。
- 31
- 32 ○ さらに、水道の水質・衛生について、水源から蛇口の水まで一体的にリスク管理す
33 ることで、水道に対する国民の安全・安心をより高めるべく取り組む必要がある。
- 34
- 35 ○ 健康・福祉や教育、コミュニティや文化、人と動物の共生する社会などの非市場的な
36 価値も含めた、「Well-being／高い生活の質」の実現に向けて、ストックとしての自然
37 資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムの充実について、環境
38 保全上の支障の防止に止まらず良好な環境の創出の水準まで高めていくことが重要で
39 ある。例えば、地域づくりや自然環境保全の取組との相乗効果により、豊かな水辺や
40 星空、音の風景等、地域特有の自然や文化を活用し、健康で豊かな暮らしの基盤とな

1 る良好な環境の創出を促進する必要があり、「自然を活用した解決策（NbS）」の考え方
2 が有効である。

- 3
- 4 ○ 我々の消費行動を含むライフスタイルやワークスタイルにおいて、価格重視ではなく
5 環境価値の適切な評価を通じ、より環境に配慮した製品やサービスの創出を促進し、
6 新たな需要を生む好循環を形成することが重要である。また、製品や移動のサービス
7 化、シェアリングエコノミー、サブスクリプションのサービス提供や、リユース、リ
8 ペア、リファービッシュ、リマニュファクチャーリング等の製品の経済価値の維持を
9 通じ、限られた資源を有効活用することで天然資源利用及び加工による環境負荷削減
10 を実現し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産や消費に代わる持続可能な消費に基
11 づくライフスタイル、Well-being の在り方を示すことが重要である。そのため、資源を有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図る循環経済関連の新たなビ
12 ジネスマネジメントの取組を推進するとともに、既に生じつつあるライフスタイルや意識の
13 変化も踏まえながら、国民の環境意識の向上に資する、最新の科学的な知見や環境に
14 配慮した行動につながる情報など適切な情報提供等を進めていく。
- 15
- 16 ○ また、特に気候変動への適応がより重要になってくることを踏まえ、日常時と非常時
17 を明確に区別せず、常に適切な生活の質を確保しようとする「フェーズフリー」と呼
18 ばれる概念に基づく取組を推進していく。
- 19
- 20 ○ 我が国の文化は自然との調和を基調とし、自然とのつきあいの中で、日本人の自然へ
21 の感受性が培われ、伝統的な芸術文化や高度なものづくり文化が生まれてきた。しか
22 しながら、海外への資源依存や急速な都市化の進展、人口減少・高齢化等によって、
23 人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつある。
24 地域ならではの自然とそこに息づく文化・産業を活かした持続的な地域づくり等を推
25 進する中で、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつながりの再構築、
26 人間性及び感受性の回復、健康増進、子どもの健全な発育等を推進することも重要で
27 ある。我が国を代表する風景地である国立公園等において、保護と適正な利用の推進、
28 美しい自然の中での感動体験の創出を進めていく。また、我々の暮らしが、森・里・
29 川・海などがもたらす様々な自然の恵み（生態系サービス）によって支えられ、人は
30 生態系の一部であるとの認識を深め、環境にやさしく、健康で質の高い生活への転換
31 を図ることも必要である。
- 32
- 33 ○ 自然資本を活かした地域の魅力創出を進め、地方への移住を推進するためには、地
34 域・地方での安全・安心な生活基盤を確保することが重要である。このため、中山間
35 地域における安全・安心な地域づくりへの脅威となり、ひいては地域コミュニティの
36 劣化等の複層的な地域課題の原因となる鳥獣の管理及び外来種への対策を強化する。
- 37
- 38
- 39 (5) 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
40 (基本的な考え方)

- 将来を支える科学技術・イノベーションに関しては、米中間をはじめとする先端技術をめぐるし烈な国家間競争が一層激化している。主要国における科学技術・イノベーションへの投資は更なる拡大へと向かっている。加えて、国家間競争は、知と価値の創造の源泉である人的資本の獲得そして育成へと射程が拡大している。
- 我が国は、研究開発や特許等の革新的資産投資は高いが、マーケティングやブランド形成等の国民の本質的なニーズを把握した上での経済的競争能力投資が低く、イノベーション実現割合は低い。一方で、欧州諸国は経済的競争能力投資が高く、イノベーションの実現割合も高くなっている。
- 科学技術・イノベーションは、気候変動をはじめとする社会課題を成長の源泉へと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力である。同時に、感染症や自然災害等の脅威に対し、国民の安全・安心を確保する観点からも、国家の生命線となっている。
- Well-being や経済成長等を実現するためには、国際的なニーズである環境収容力や国内や地域での需要側のくらしのニーズ⁸³を把握した上で、現在及び将来の国民の本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルーやシステム・ライフスタイル・制度の変革、人材・資金の結集等による制度的イノベーションによる経済社会システム、技術、ライフスタイル等の広範なイノベーション、創意工夫による新たな価値の創造を実現する必要がある。
- 並行して、環境問題の解決と成長の源泉につながる科学技術やグリーンイノベーションが、政府や企業等の決定に対して影響力を持つ市場や消費者や需要家となる国民に理解・評価・活用されるよう、国民意識の向上を図り、行動変容につなげていく取組が必要となる。これらの取組により、自立的な国民や市民社会の力を引き出し、市場とともに政府や企業等をグリーンイノベーションの道に進ませる上で重要な役割を発揮するキープレーヤーとしていく必要がある。
- 例えば、基盤情報の整備、グローバルな環境の状況を把握し、国際社会に発信・貢献していく環境研究や科学技術の発展や環境問題の解決に資する基礎研究、モニタリング技術、それを支える人的資本の育成等をその基礎に据え、自立的な国民や市民社会の力を引き出し、行動変容につなげていくためにデータ駆動型の AI・IoT 等の情報的手法の活用を進めるとともに、環境問題の解決を重んじる社会的価値観を醸成し持続可能な生産・消費を実現するための技術、気候変動対策技術、循環経済や自然再興を加速する技術、良好な環境を創出する技術や人々の健康で心豊かな暮らしを支える安全・安心技術や生物・生態系システムの持つ優れた形状や機能等を模倣する技術（バイオミミクリー）を活用した低環境負荷技術や基盤となるトレーサビリティ技術等の

⁸³ 例えば、「人口減少社会に直面する日本の活力の源はどこにあるのか」、「地域のくらしと日本の産業の持続可能性を維持するためにどのような技術が必要となるのか」、「日本や世界全体の環境収容力の範囲内の経済社会システムとしていくためには、どこがボトルネックとなるのか」等がある。

開発・実証と社会実装を推進し、環境技術の進展を図り国内外に展開していく。また、我が国が競争優位を持つ知的財産を生かしつつ、イノベーションの担い手として環境分野におけるスタートアップの育成を図っていく。その際、イノベーション自身が自ずとグリーンな方向に向かうわけではないことから環境目的以外の技術群であっても、環境収容力を守る形の技術とともに、環境問題の解決に貢献する技術としていく必要があることを念頭に入れ、施策を展開していくことが重要である。

(6) 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進

(基本的な考え方)

- エネルギー危機、食料危機も相まって、世界が未曾有の複合的な危機に直面し、安全保障やビジネスにおいて環境が主流化する中、国境のない地球規模の環境問題においては、国際社会が誓約した 2030 年の目標達成に向けた今、先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」の重要性がかつてなく高まっている。我が国にとっての便益を最大限追求すると同時に、環境を軸とした外交により国際協調を発展させ、世界の安定と人類の福祉に貢献するため、戦略的な対応が必要である。
- 気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの世界的危機への対応に当たって、脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済等を統合的に実現する経済社会システムの構築が世界的に求められている。我が国としては、ポスト SDGs の議論をにらみつつ、シナジーを最大化しながら、これらを実現するための具体的な好事例を示す等して国際議論を主導すべきである。我が国これまでの公害問題への対策や、伝統的な自然共生やものを大切にする価値観は、持続可能な経済社会システムの構築に当たって有用である。地域循環共生圏の創造をはじめとした環境課題と社会・経済的課題との同時解決を目指し、誰も取り残さない、生活の質の向上とパッケージとなった取組を実施するとともに、G7、G20 等を通じてこれを国際的に発信・展開していくことが重要である。
- こうした環境を軸とした外交の推進に当たっては、各国や非政府主体とのパートナーシップの強化が不可欠である。G7 はもとより、ASEAN、太平洋島嶼国、南アジア、アフリカ諸国等の地政学上重要な国に対し、気候変動・環境対策の各分野での我が国からの貢献を行うことは、これらの国々とのパートナーシップ強化にもつながる。また、我が国の外交におけるプレゼンスの向上、高い国際的な地位の維持の観点で、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の交渉を始め、各種環境条約や国際ガイドライン等、国際的なルールづくりに積極的に貢献することは極めて効果的である。さらに、地球規模の環境問題における非政府組織の役割の重要性に着目し、政府間だけでない、自治体や企業等も含めた多層的な国際協力を追求する視点も欠かせない。特に、GHG 排出の約 4 分の 3 を占める都市での取組は重要であり、知見・経験を国際的に共有するため、都市間の連携も促進していくべきである。他方で、気候変動の悪影響の顕在化に伴い、損失及び損害（ロス＆ダメージ）に対する支援を求められており、支援へのアクセスの向上に取り組むことも不可欠である。また、

1 国際資源パネル (IRP) のレポートにおいて、世界の天然資源の採取と加工が、地球
2 全体の温室効果ガス排出量の要因の約半分、生物多様性の損失と負の水ストレスの要
3 因の 90%、粒子状物質の健康影響の約 3 分の 1 を占めると指摘されており、企業の
4 国際的なバリューチェーンの循環性を強化し天然資源利用の削減を進めることは、国
5 際的な環境負荷削減と経済安全保障の両面から重要である。あわせて、国際的に、環
6 境に関する公平や正義、公正な移行、人権に関する議論が盛んになっており、こうし
7 た議論にも適切に対応していくことが求められる。

- 8
- 9 ○ 同時に、厳しい国際情勢を踏まえ、熾烈化する国際競争と経済安全保障上の懸念にも、
10 環境を軸として十全に対処する必要がある。天然資源の争奪を巡っては、世界全体の
11 持続可能性の向上に向けた取組の強化が喫緊の課題である⁸⁴。脱炭素移行に必要な重
12 要鉱物等の資源確保やサプライチェーンの強靭化等の経済安全保障の観点も含め、国
13 内外の重要鉱物等を含む金属資源循環を環境上適正で高度なリサイクル等を通じて強
14 化していくことが必要である。これにより、サプライチェーンの気候変動、生物多様
15 性損失、汚染等の環境負荷を大幅に低減することが可能となる。また、欧州は域内での
16 リサイクルを強化し輸出を抑制する戦略を取り始める一方、G7 広島サミットにお
17 いて国際的な回収リサイクルを増加することに合意したことも踏まえ、G7 等関係国
18 と協調し国際リサイクルを推進するとともに、ASEAN 等における法令等整備や能力
19 開発等の協力を進め、国際金属資源循環を構築することが重要である。また、エネル
20 ギー安全保障の強化に向けた取組は、再生可能エネルギーの導入促進、排出削減対策
21 の講じられていない化石燃料の段階的廃止等、温室効果ガスのネット・ゼロの実現に
22 向けた方向性とも一致しており、世界全体での加速化が急務である。
- 23
- 24 ○ さらに、日本企業が技術や運用ノウハウ等で優位性を有する環境性能に優れた製品や
25 廃棄物等の環境関連インフラも多く、我が国の成長につながる市場を国際的に拡大して
26 いくことが期待される。JCM 等を活用して、民間資金を動員しつつ、我が国の環
27 境技術や環境インフラの途上国・新興国での普及と国際的な環境負荷低減に貢献する
28 とともに、海外での事業展開やインフラ整備等を通じて当該技術・ノウハウに磨きを
29 かけ、国内外の市場で更なる環境性能や付加価値のある製品やインフラ展開を促進す
30 ることが重要である。需要側対策として、消費者の行動やライフスタイルの変容も促
31 進すべきである。
- 32

33 第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

34

35 【第五次環境基本計画を土台に、年度後半に提示予定】

36

37 (想定している内容)

⁸⁴ 例えば、脱炭素化の実現のために必要不可欠なベースメタル（銅等）やレアメタル（リチウム、コバルト等）の需要が高まっており、世界的に鉱物資源等の需給逼迫や価格高騰、更には供給途絶リスクが顕在化している。

- 1 **1 気候変動対策**
- 2
- 3 **2 循環型社会の形成**
- 4
- 5 **3 生物多様性の確保・自然共生**
- 6
- 7 **4 環境リスクの管理**
- 8
- 9 **5 各種施策の基盤となる施策**
- 10
- 11 **6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応**
- 12

第3部 計画の効果的実施

【年度後半に提示予定】

第4部 環境保全施策の体系

【年度後半に提示予定】